萬葉集略解

二十下

柳田文庫
文庫11
A 104
31

48 10669

麻久良多知・已志爾等里波伎・麻可奈之伎・西呂我馬伎・已
無都久乃之良奈久
まくらだちこしにとりはきまかなしきせろがまさきんづくの生らなく
衣服令、衛府うへ、其志以上皂縵頭巾、皂絁位襖、烏油帯、烏装横
刀ととゝく、ちゝ下皆烏装横刀を帯るゝゆれば防人らハ黒漆刀
なるゝ生るしされば、まくらたちハ真黒太刀へと翁ハいそれさ、宣長云
こハ枕刀なるべし、石上床の枕の多く置ことゝ倭建命の登許能弁尓和
賀佐岐斯都流岐能多知とよゝたまふをし思ふべしといふまがちさ
のまハ愛語、せろハ夫等、まさきんハ羅未ん、任布ゝ冠ちれば
羅るゝハいふ、初久ハ月之

右一首上丁那珂郡檜前舎人石前之妻大伴真足女

和名抄武蔵国那珂

文庫11
A 104
31

柳田泉文庫
48 10669

秩ヲ秩ニ誤

於保伎美乃美己等可之古美宇都久之氣麻古我豆波奈
禮之末豆多比由久
おほきみのみことかしこみうつくしけまこのてたるし末づらひゆく

麻古のまハ伊のせうくゝハ妻をいふ

右一首助丁秩父郡大伴部少嵗　和名抄武蔵国秩父郡知夫

志良多麻乎豆爾乃里母之豆美流乃須母伊弊奈流伊母
乎麻多美豆毛母也
しらたまをつにのりもしつみるのすもいへなるいもをまつらんかも

母之の之元廣本知とあるそよろしゝ　るのよもいへるなるてもくそろめく
のこと、末の母也ハ、妻神ハ也母をさのさまて冒ー誤れるへしいつれ、さし
ヨびゝ、みそとやとハそてんやもこ

右一首主帳荏原郡物部嵗德　和名抄武蔵国荏原郡物部郷

万解サ下　一

今本張ヲ張ニ誤ル元廣本ニ依テ改

久佐麻久良多比由久世奈我麻流禰世婆伊波奈流和禮
波比毛等加受禰年
くさまくらたびゆくせながまるねせばいはなるわれひもとかずねん

まろ寝をまるねといふハ寝ぬ夜をいふ伊波ハ恋ハ恋ヨリ下
ものいつらをいはろといふ

右一首妻椋椅部刀自賣

阿加胡麻乎夜麻努爾波賀志乃里加爾豆多麻乃余許夜
麻加志由加也良年
あらこまをやまぬにはかしりかにたまのよこやまかしゆのやらん

行こまハ赤駒ニ、やまぬハ山野ニ、さゝ〻ハ枝ち、ゆらにてハ捕のねてニ、
たまの横山ハ多摩郡の多摩川の上ニ今横山村といふてこゝ

あらゐ川のそひにしきを一里ばかりへだゝりて横山といふ、かしゆの
やらんは歩従（カチヨリ）令行（ユカシメシ）、志は道（チ）の結れるの、此うたは荒虫が妻の
志まるをしもふのしてかくよめるなるらん

右一首豊島（トシマ）郡上丁椋椅部荒虫（アラムシ）之妻宇遅部黒女（ウヂベノクロメ）　和名抄武蔵国豊島止志末、元暦本黒を里に作

和我可度乃可多夜麻都婆伎麻己等奈禮和我弖布禮奈奈都知爾於知母可毛

わがかどのかたやまつばきまことなれわがてふれなゝつちにおちもかも

片山椿は詠あれども纏なくて宮の椿の花を妻にたとへて、奈禮は汝なり。妻をさしていふ也。奈ゝは不（ズ）といふことの東言也。巻十四にもてらはあなるゝ、又うらぶれせなゝ、又まなれはせなゝ、此歌下なるおびはゆふなゝなとゝ、諸共ともにたがひのなは遠く別れ居るをいふ、法るはよそにありてすいんの妻

のるを惜むといへる也

右一首荏原郡上丁物部廣足（ヒロタリ）　荏ハ本荏に誤る、元暦本足を足に作

伊波呂爾波安之布多氣騰母須美與氣乎都久之爾伊多里氐古布志氣毛波母

いはろにはあしふたけどもすみよけをつくしにいたりてこふしけもはも

いはろは家ろ也、あしぶは葦火也、すみよけをは住よきといふ也、こふしけは恋しく也。もはもは思はん也。芦火焼ていぶせき家なれども、つくしへ行ては恋しく思はんといふ也

右一首橘樹（タチバナ）郡上丁物部真根（マネ）　和名抄武蔵国橘樹太知波奈

久佐麻久良多比乃麻流禰乃比毛多要婆安我弖等都氣呂許禮乃波流母志

くさまくらたびのまるねのひもたえばあがてとつけろこれのはるもし

未ハ此針指く、吾ゐと思ひく つけとりあんこのとゑごさをこれのと
いつの集中多し、巻十八計ハあれど妹しるれいづくんやと我を
ものやまーたゆるひものをとゝよりあり、そハさ根ゞこのゐ毒がこゝ
ゝるゑ、さ叶計をゝ賜ゐるゑ此志も あとゑ法ゐるゑ、宣ゝうんく
志と知とゑゝ偽ゑ、必知の法とゝゞ〳〵ゝ、上のさてゝまとゝゝの
ゐの、毋ゝと毋知とゑ ゝ中ハ中ゝゝさてゝらゝ改めゝるものゝんと
いつゐ牲考ゞ

右一首妻掠橋部弟女

和我由伎乃伊伎都久之可婆安之我良乃美補波保久毛
乎美等登志怒波補
わゞゆきのいきつくしかゞあゝゞらのみねをぼくもをみとしとぬぎね
ゆゝさハ我孫多ゝいまゞゝしのゞ息つき歎くゝゝゝ名抜多の歌

うハゝくゝゝゝと書よりゝゝゝ巻十四息づくまでに、又あゝきづつ乃ゝ
ひさゝゝくゝゝよりあり、さほハ這、ゝゝとゝ毋ひくゝゝゝ
ものゞとゝゝゝ

右一首都筑郡上丁服部於田　田ハ由の誤ゝ老とのつる名此ごろ
多ゝ、和名抄武蔵国都筑郡岐豆久

和我世奈乎都久之倍夜里豆宇都久之美於妣波等可太
奈阿也雨加毋補毛
わゞのせなをつくしへやりてうつくしみおびハとかなあやゝかゝねも
せなハ夫ゝうつくゝゝハ吾夫をうるゝしく世ゝ多ゝゝ、とうゝハ不解
ゝ叶よゝゝゝわゞゝよゝれたゝくゝといてう、あるゝかゝ林もハ、あやゝ歎く記ねも
ハ夜んゝ此ゝの下ゝ主出

右一首妻服部呰女　和名抄備中国英賀郡呰部安多、参河国碧海

郡告見をあぐみと刈り

安之我良乃美佐可爾多志豆蘇涇布良波伊波奈流伊毛
波佐夜爾美毛可毋

あしがらのみさかのたてそでふらばいかるいもぞやまもかも
たてそ立而く又志ハ志の借字いハるふかまを立てこもかしハらん

このもと

右一首埼玉郡上丁藤原部等母麻呂　碁枡武蔵国埼玉
佐伊太未とあれど考十四に佐吉多万能とよまり

伊呂大可久世奈我許呂毋波曾采麻之乎美佐可多婆良
婆麻佐夜可爾美無

いろはかくせながころもはそめましをみさかたばらばまさやかにみむ
いろはかくせながころもハそめましをとみさかたばらばまさやかにみむ
まハ爪ふ[illegible]

右一首妻物部刀自賣

二月二十日武蔵國部領防人使掾正六位上安曇宿禰
三國進歌数二十首但拙劣歌者不取載之　後紀宝亀八

年十月正六位上より後五位下を授ようこゆ、よるサ三日のこのあれば
ハサの下日の上字を脱せ[illegible]せその内六十二そを載さる

佐伎毋利爾由久波多我世登刀布比登乎美流我登毛之
佐毛乃毋比毛世受

さきもりにゆくハたがせとふひとをみるがともしさものもせず
防人途とつねて立時ハ父母とあるを兄弟皆送るなく妻ハ
ユそれ[illegible]ぬ人も交らぬく彼ハ旅ぞよるぞ[illegible]の恋ひ
げよ四人のうちやまるを之色を義むるふよりる例多し防人
の妻のこのかるぞ〜

阿米都之乃可未爾奴佐於伎伊波比都々伊麻世和我世
奈阿禮乎之毛波婆
あめつちのかみよぬさおきいそひつゝいませわがせなあれをしもゝ
あめつちハ天地之都々ハ都々の語ゝつちをつゝとハるゝ又之ハ古
の語ゝいませハいます也之あれをしもゝハ吾を思さゝ
伊波乃伊毛呂和乎之乃布良之麻由須比爾由須比之比
毛乃登久良久毛倍婆
いはのいもろわをしのぶらしまゆすびにゆすびしものゝごとくもへば
伊波ハ巖也之ハ妹等之麻ハ真ゆすびハ結び之とくらくもへハ
解るを也もへば之人を戀られば紐の如ゝ解ぬ者を
しなり
和我世奈乎都久志波夜利豆宇都久之美蔵比波登加奈

奈阿夜爾可毛禰年
わがせなをつくしハやりとゝくうつくしみぞかもねん
上まわがせなをつくしハやりとゝくうつくしを妹ゝとゝ也あやふもねんと
載らうつくしハ波の波ハ倍の誤ゝ又いへをいはとよみつれバこれも
本ゝこの
宇麻夜奈流奈波多都古麻乃於久流我弁伊毛我伊比之
乎於伎豆可奈之毛
うまやなるなはたつこまのおくるゝべいもがいひしをおきてかなしも
うまやハ廐之なるなはつこまハ繋ぐる縄を斷ちて、近ゆるとりよ、お
くるゝべハ送ハるの人を送らんとするゝめく、書の送りて紀ん
さまをする歌さの切なりしをうつくく、我弁ハ家信之同じと
いそれを、奏神ハおくるゝハ之、於る夫の出紀時ゝ書の奏ひく

秘しおくれんまのゝ八縄にちくまをせし弱のごとく、進行んまで、泣く
いひつるとおこそてさめるが出しこさとえといひて、梅るに、巻十四東歌、
かくつけのさのふなぎしさりはなしおやハさくれどわハ左可礼賀倍、
又わがまつまひとハさくれどあさこのかのとしさくてもとわハさかる我倍
といへる八我ハさこのらねとりふを延轄して、言ハ放らんや、さこのうるをと返
る詞之今しも見く、縄くる弱ハおくれどといふ驚嘆ふとうりく、
おくるぐへハ後れんやといふ詞也さて、おくるゞとは、蛙がいひしとといふ
ごさを必ぐの字を略なり、送るとしてハ一そゆうるぞ、がへのがの八濁る
ゑしいづくて濁音を用ひるり

阿良之乎乃伊乎佐太波佐美牟可比多知可奈流麻之都
美伊涅呂登阿我久流

あらしをのいをさたばさみむかひたちかなるましづみいでてとあがくる

あらしをハ荒男之、伊乎の乎ハ本の誤るべし、本ハちかくも字と
通ひつらへうらていづれ誤の字ハ古の字より誤れるかならん、
いをさハ五百箭之、投きたるもあり神代紀ニ背ニ千箭の靫と五百
箭の靫と負とあり五百文之、にても一人して五百箭を負ふあらんまし
て手挟とあれバ、あやまりいへるならんべし、向ひ立ハ其一ツにあてるをさ
さつ矢、さだきみとおもひ射るまとかさりといへるを詳かれバ、的に立向ひ
をりよと為ハいまれさ、宝ちハ今ら向立をまハ、猪鹿に向立之といへり、さて
本ハ席おく、まのさハ出千也、あしぐらのをさてこのもふさそてきなの
かなるましづみころもれひもとく、又ありきぬのさゑく立づしいへの
妹ろまのいるぞきおくおもひぐるしかもといふのにいつるぬく、かなるまはハ
弟の読ハかなぐり放つ弓さくハ立づしハ弦めてのきこえしを、宝あ役ハ彼うりて
弦めてのきこえを、將考べし、いづれかまてもあれ將の間とりてまえ、さて十四の

考ちるかちるまつごころあれひもとくとゆをとかて此結句と合せ考
るに出てとてハとちるわろしいねくと訓べし堅庭での濁言とはと
み名で風古事紀牛紀ホハ多ち祢のゆ多用たり
佐左賀波乃佐也久志毛用爾奈奈弁加流去呂毛爾麻世
流古侶賀波太波毛
さゝぐはのさやくさゝやよてなゝへのるゝろもにませるゝろのはぐいも
さゝぐはハ篠之葉ゝさやぐハ風よ響言之七重の笑ゝ美かさぬ
るとゆゝきるをけるゝゝゆみれハかゝゝいはゞゝしゝろハ子等よ
ゝ妻とよ波をハ膚ゝ衣ハ保のゝ衣入れく敷く詞考口むしぶて
まなぐ毛ゝの下ふゝれど妹ゝはばゞゝゝも
佐弁奈弁奴美許登爾阿禮婆可奈之伊毛我多麻久良波
奈禮阿夜爾可奈之

さゝなゝぬみことゝはあれがかゝしゝものゝまくゝゝハるれあはなかゝも
さゝなゝぬハことばみ侍るよ堪とりよことゝるゝゝ
天皇の御ゝゝ

右八首昔年防人歌矣主典刑部少録正七位上磐余伊
美吉諸君抄寫贈兵部卿大伴宿禰家持
三月三日檢校防人勅使并兵部使人等同集飲宴作
歌三首
阿佐奈佐奈安我流比婆利爾奈里豆之可美也古爾由伎
豆波夜加弊里許年
あさなさなあがるひばりのようなりてゝのゝもとゆきてもゝうてくこん
ゝゝてゝのゝのゝハ邪相
右一首勅使紫微大弼安倍沙美麻呂朝臣　後任勝宝

元年九月制禁微中臺官位[illegible]大納言二人正四位下官[illegible]天平九年九月
正六位上阿倍朝臣沙美麻呂授従五位下[illegible]
[illegible]字二年二月中務卿正四位下[illegible]卒
比婆里安我流波流幣等佐夜爾奈理奴禮婆美夜古毋美
要受可須美多奈妣久
ひばりあがるはるべとなりぬれば　みやこいでかもみたまびく
夜ハ信の濃みくさふちるべしきさらぎ　京の春ハ[illegible]
布敷賣里之波奈乃波自米爾許之和禮夜知里奈年能知
爾美夜古敝由可無
ふしめりしたるのちぢめふりはやちなんのちてみやこへゆこのむ
物伎として家ねての旅波さて[illegible]

めるはるまくあたらんはよ京へゆのんとよるれうり
右二首兵部少輔大伴宿禰家持
昔年相替防人歌一首　前の防人の太宰へ約[illegible]
[illegible]
夜未乃欲能由久左伎之良受由久和禮乎伊都伎麻左年
等登比之古良波母
やみのよのゆくさきしらずゆくわれを　いつきまさんと[illegible]
[illegible]
だ[illegible]
先太上天皇御製霍公鳥歌一首　元日本根子高瑞日清足姫天皇也　元正
天平勝寶七年[illegible]
八元正[illegible]

文人しの
富等登藝須奈保毛奈賀那牟毋等都比等可氣都都毋等
奈安乎禰之奈久毋
ほとゝぎすなちもなのかんかけつひとかけてかくるあをねーちくも
あのいてゝく、なほハちるぎりうゝ伝るたいぎいふとゝふことゝかゝくハ
既ゝ神さうまゝ、元明天皇ちゝの後るまゝ、うけてハ御ふる題け
てゝ、あをねゝちくもハ吉と度ちぬとのくまつゝ宝ちゝあをね
ゝちくもハ吉と考るちるゝ物考ゞ

陞妙觀應　詔奉和歌一首　陞ハ薩の渓ちるゞ、後紀養老七
年正月薩妙觀ゝ姫何上忌すを賜ゝ、天平九年二月何上忌す
妙觀、大宝朝臣諸姉、並正五位下とゝゆ、皆女官ゝ、此下の考の詔ゝ
薩妙觀命婦等とゝゆ

保等登藝須許許爾知可久乎伎奈伎豆疑奈無能知
爾之流志安良氐朱夜毋
ほとゝぎすてゝにちのくをきゝなきてよをそぎちんのちにとるあゝもも
ちゝ年の宝ハ四年、約四ゝとて良ゝ多てハかしるゝとゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝハ
逆ちゝくゝ多ゝも常のゝゝ

冬日幸于朝負御井之時内命婦石川朝臣應　詔賦雪
歌一首　諱曰色婆　後紀宝亀三年置酒朝負御井、賜陪従五位
以上及文士、賦曲水者、禄有差ゝ、石川命婦ハ岩三ゝ、掖人ゝ、ゝ後
書、多ゝ、ゝ及以上郎女の毋ゝ色一本色ゝ飛おゝばゝ河ゝ

麻都我延乃都知爾都久麻涅布流由伎乎美受豆也伊毛
我許毋里乎流良年
まつゞえのつちにつくまでふるゆきをみずてやいもゞこゝろをるらん

妹八水主内親王をさそひて、[illegible]
干時水主内親王寢膳不安累日不參因以此日太上天
皇勅侍嬬等曰為遣水主内親王賦雪作歌奉獻者於是
諸命婦等不堪作歌而此石川命婦獨作此歌奏之　天智紀
又有粟隈首徳萬女黒媛娘生水主皇女　聖武紀天平九年二月四品水
主内親王授三品同八月辛酉水主内親王薨天智天皇女也[illegible]和名
抄山城国久世郡水主[illegible]　大上天皇八聖武天皇之
右件四首上總國大掾正六位上大原真人今城傳誦云
爾　年月未詳
上總國朝集使大掾大原真人今城向京之時郡司妻女
等餞之歌二首
安之我良乃夜敝也麻故要氏伊麻之奈婆多禮乎可伎美

等彌都都志努波年
あしぐろのやへやまこえていまこたれをかもみてとのがむ
いまこそはきまし　年十九歌ざりのやへやまこえ[illegible]
多知之奈布伎美我須我多乎和須禮受波與能可藝里爾
夜故非和多里奈無
たちまさるまさみのをとのこをわれぞはよのかがみとなるやこひわたるかも
年十二九月廿三日[illegible]
ざりはき歌の限りく
五月九日兵部少輔大伴宿禰家持之宅集飲歌四首
和我勢故我夜度乃奈豆之故比奈良倍豆安米波布禮杼
毋伊呂毛可波良受
わがせこがやどのなでしこひらべてあめはふれどいろもかはらず

ひあらハで八日並西之こゝろ人のふよるに色もかはらでといへるハあまりと
ことよみをえたり

右一首大原真人今城

比佐可多乃安米波布里之久奈豆之故我伊夜波都波奈
爾故非之伎和我勢

ひさかたのあめハふりしくなでしこがいやはつはなにこひしきわがせ
上ハ雨のふりしきをいへるのみ。まてしきハ夜ごとものをそくいやはつ
花をいはん料なり

右一首大伴宿禰家持

和我世故我夜度乃奈疏波疑乃波奈佐可牟安伎能由布弊
波和禮乎之努波世

わがせこがやどなるはぎのはなさかんあきのゆふべハわれをしのばせ

今夏なつのうち秋のことをかねていへり

右一首大原真人今城

即聞鸎哢作歌一首　同じ集頌の時なるに、廣韻に哢ハ鳥吟とあり

宇具比須乃許恵波須疑奴等於毛倍杼母之美爾之許己
呂奈保古非爾家里

うぐひすのこゑハすぎぬとおもへどもしみにしこゝろなほこひにけり
此はその月なれバ鶯の時もすぎたるおもひながらもなほそゞく覚ゆるの
子ハ猶あまるといひて、続るハ今昧を出るとをふへしなるべし

右一首大伴宿禰家持

同月十一日左大臣橘卿宴右大弁丹比國人真人之宅
歌三首　橘卿ハ諸兄公なり

和我夜度爾佐家流奈弖之故麻比波勢牟由米波奈知流

奈伊也乎知爾左家

わがやどにさくるなでしこまちかねせむゆめとかちるなゐやをちにさけ

右一首集中歌、作者未詳、但傳聞、昔十七年之間、有人、遠知帝、時、

又云、遠知帝、遠流之、流之、時、

此歌者、流之、後、人、追和之、歌、

右一首丹比國人真人壽左大臣歌

麻比之都都伎美我於保世流奈豆之故我波奈乃未等波

無伎美奈良奈久爾

まひしつつきこのおほせるなでしこがはなのごとりんさみちるらくに

上の句は花といふん序く花のごとはもるべしく実のちさるまいつ集

例多しおほせるは今生ふ

右一首左大臣和歌、之本和の字を脱せり元暦本によりて補ふ

安治佐為能夜敝佐久其等久、夜都與爾乎、伊麻世和我勢

故美都都思努波年

あぢさゐのやへさくごとくやつよをいませわがせこみつつしぬばむ

和名抄紫陽花阿豆佐為

よみこもりやつよのつはは酒解、高宮は乃乎、弥世久、乎酒解、高宮は乃乎

集ふをいふ

右一首左大臣寄味狭藍花詠也

十八日左大臣宴於兵部卿橘奈良麻呂朝臣之宅歌二

首 奈良麻呂は左大臣の子

奈豆之故我波奈等里毋知豆、宇都良宇都良美麻久能富

之伎吉美爾毋安流加毋

なでしこがはなとりもちてうつらうつらみまくのほりにてみまくあるかも

うつらうつらハ現顕ゝ之の訳ハ人ゝ見まくいつまでも見まくほりとい志

て、一二の句ハ序之ちたり記之めしうつらうつら神の志るしを見てとい志て

孤独ゝ以ゝ見まくゝと思ひ志ゝ歌此ゝを著しくいまでうつくしうつ

を思ひ志ゝる間ゝそうつうつゝ之著の御稜を仮ゝうつうつとい志ゝと弱

ハゝそれも、宮ちをうつうつハつらうつゝ者一よつらうつゝ見つゝ見まゝ又つら

てゝふ見れゝしあのゝでといふる間ゝ出ゝさくゝ上二句ハ花をつらうつゝ見ゝ志

をの序ゝといふ様考べし

右一首治部卿舩王

和我勢故我夜度能奈呂之故知良米也毋伊夜波都波奈

爾佐伎波麻須等毋

わがせこがやどのなでしこちるめもいやとこなつにさきにけるかも

あをによしとほぞてしあり

宇流波之美安我毛布伎美波奈呂之故我波奈爾奈曽倍

呂美禮杼安可奴香毋

うるはしみあがもふきみハなでしこがはなにあへてしらぬかも

あをによしとほぞてしあり

右二首兵部少輔大伴宿禰家持追作

八月十三日在内南安殿肆宴歌二首　安殿ハ天武紀十年

春正月ゝ是日親王諸王引入内安殿諸臣皆侍于外安殿共置酒

以賜樂之

宇等賣良我多麻毛須蘇婢久詩能爾波爾安伎可是不吉

呂波奈波知里都々

をとめらがたまもすそびくこのごろはあさのゝをぶねこぎてきにけり

巻一雲上のきよらに浦こゝろとよあり。思ふ人なる河内の秋のゝ

くさの花々

右一首内匠頭兼播磨守正四位下安宿王奏之　後紀大

平勝宝五年四月安宿王為播磨守。三代實録巻六。河内国安宿郡人

外従五位下行主計助飛鳥戸造豊宗等。又正六位上飛鳥戸造孫通

とあり。和名抄河内国安宿安須加倍、姓氏録飛鳥部、又飛鳥戸造、共百

濟人之後而河内国也かれば安宿とゝるべきなり。大和の

飛鳥ゝ別氏とあるべし

安吉加是能布伎吉之家流波奈能爾波伎欲伎都久欲

仁美禮抒安賀奴香母

あきのゝのふきとをとこをみるはなのにほひあるぬるも

こさいこさまとこさまちゝて神なこされてちぐりよこさまに花

のふはい花の庭に咲も秋のゝくさ

右一首兵部少輔従五位上大伴宿禰家持未奏

十一月二十八日左大臣集於兵部卿橘奈良麻呂朝臣

宅宴歌一首

高山乃伊波保爾於布流須我乃根能禰母許呂其呂爾布

里於久白雪

たかやまのいはほにおふるすがのねのねもこごしくゆきの

こる心ハ地名なるべし。菅の根也。高山の岩ほに生ぬ。菅

原にもくゝ入ることをねもこごしくいふ。ねもこごしハねと

ころねとゝゝるよりいふ。あるべしとぞ思ふをそこしるべ

右一首左大臣作

天平元年班田之時使葛城王従山背國贈陞妙観命婦等所歌一首　副芹子褁　葛城王ハ諸兄公也、陞ハ薩の誤也

安可禰佐須比流波多多婢弖奴婆多麻乃伊刀末仁都賣流芹子許禮

あかねさすひるはたゝびてぬばたまのよるのいとまにつめるせりこれ

たゝびてハ賜田而之意也、田を班給ふ事ハいとまなきがよつて

さる芹之と贈る芹をいへり

陞妙観命婦報贈歌一首　陞ハ薩の誤

麻須良乎等於毛敝流母能乎多知波吉氐可爾波乃多爲爾世理曾都美家流

ますらをとおもへるものをたちはきてかにはのたゐにせりぞつみける

かにはのたゐハ契沖ハ樺田井之式第五十雜式ニ凡山城国泉川樺

井渡瀬者、官率東大寺工等、毎年九月上旬造假橋、来三月下旬壊収云々、

此様井渡とあるべしといへり、和名抄山城相楽郡蟹幡加無波多、

神名帳同郡綺原坐健伊那大比賣神社あり、丈夫のた刀佩き

かには、蟹の業なるといふく芹つみくおとなふる芹をめづらんと含めり

右二首左大臣讀之云爾　左大臣是葛城王後賜橘姓也　活本此記なし

天平勝寶八歳丙申二月朔乙酉二十四日戊申太上天

皇太皇太后幸行於河内離宮、經信以壬子傳幸於難波宮

也

これハ右の事の調組之、元暦本太上天皇の下太皇の二字あり　續紀勝

宝八歳春二月戊申、行幸難波、是日至河内国、御智識寺南行宮、己

酉天皇幸智識山下大里、三宅、家原、鳥坂等七寺禮佛云々、壬子至

難波宮、御南新宮、三月甲寅朔太上天皇幸堀江上云々、契沖云、此

紀を引えるに、諸詞も天皇の二字を脱せり、紀ハまさく太上天皇皇

太后もともに御幸ましましゝを失ひく載せて、三月太上天皇の
ミ坂江上に詔幸ましますやうに記せるハ、さきの記録のつゞさならざり
しなるにや、經信、左傳凡師一宿為舎再宿為信過信為次と
いひて、これ信といへるハ、おほよそにかけるなるべし

三月七日於河内國伎人郷馬國人之家宴歌三首

續紀勝寶二年京中驟雨水潦汎溢又伎人茨田等堤往々決壊とみゆ
伎人ハくれと訓べし、推古紀天武紀に伎樂、職員令雅樂寮に伎樂師、
義解に謂呉樂、伎人郷ハ雄略紀に呉坂とある所なるべし今喜連と云
所とぞ、和名抄にハ此郷漏たり、馬國人ハ下に馬史国人とあるにて
ハ史の字を脱せるを

須美乃江能波麻末都我根乃之多婆倍旦和我見流乎努能
久佐奈加利曾禰

くさのはまで　つゞねの上でこふへくわがらをぬのくさなからそね
一二の句ハ上でこふへを打ん料、上でこふハ巻十四あしがらのさかのし
こゝくりよのあが志る妹安倍宇ちてつるのもとよめるハ、あひく妻
同なる事なるを、とハ友とちを親しむことなれバさらくこを俟に
のを娶とりひく下のんハかくとく、お逢ふらハ、約束せ陳むするられ
と国人にいへるう、れ其この詞しかへらさるんなとくわらいつ

右一首兵部少輔大伴宿禰家持

爾保杼里乃於吉奈我河波半多延奴等母伎美爾可多良武
己等都奇米也母

にほどりのおきながかはゝたえぬとも、きみにかたらんことつきめやも
にほどりのハ枕詞、息長川ハ近江国坂田郡にあり、巻十三にもなかてつま
さぬうらく息長の遠智の小菅とよめり、そこにくはし、大の方にこゝろえて、

右絶句三首は誓願寺の内なる[illegible]の地名をいふ
八古のまれゞゝ、その言のすなはちあつるとして、國人の頃せしなるべし、
良世おほさき川とよむは宮がこゝゝ
古新未詳　かく注せるは他一國の地名をよみるるまれ、古言のなる
ら、又言のいはゆるかもれは新言、ちるれのいりて、ほくの弟なる集べし
右一首主人散位寮散位馬史國人
蘆苅爾保里江許具奈流可治能於等波於保美也比等能
未奈伎久麻泥爾
あしのうにほりえこぐなるかちのおとは、おほきみやびのこまさくまでに
光三大言の内まで、すゆあひさきさくあごらのるあるの浮軒とよ
めるあく、蘆刈毎かちの言の大言なるべくこゆるとよめるいのちる
ゆ　みゝくぼち言をとゝ、ゝあの起ゝ言

右一首式部少丞大伴宿禰池主讀之即云兵部大丞大
原真人今城先日他所讀歌者也　後人海を同じく、今此の言
まはあらぐ古言を絶ゆるくとるべつるを、ゆまこ池をのごるるゝ
保利江已具伊豆手乃船乃可治都久米於等之婆多ノ知奴
美子波也美加毋
ほりえこぐいづてのふねのかぢつくめおとをたちぬみをこゝのも
いづての毋改る出言を都久米の久八夫の浮まて都夫米ちるべし、
光十八かちのおとの都婆良ゝゝ[illegible]ゝ合きくく知ゝ、つぶ
らゝゝとるるとつぶ見ゝいるるべし、古る記海水の都夫多都
時名を都夫多都御魂とよるといて、却と言べくこちぬ八梶の
言のたべゝ同ゆるといふ、光七言を文くほりえこぐ言るまつら
毋かぢのゝたゝしをとをやこかも

保里江欲利美乎左可能保流梶乃音乃麻奈久曽奈良波古非之可利家留

ほりえよりみをさかのぼるかぢのおとのまなくぞならはこひしかりける

上ハ万なくといはん序也。奈良の都ハまなく恋しきと

布奈藝保布保利江乃可波乃美奈伎波爾伎為都都奈久波美夜故杼里香蒙

ふなぎほふほりえのかはのみなぎはにきゐつつなくはみやこどりかも

ふなぎほふハ舟の多く競漕をいふ。都鳥ハいせ物語に白き鳥のはしとあしと赤き、しぎの大きさなるが水の上に遊びつついをくふとあれなんみやこどりとあれバ白き鴎なり。此歌ハ哉の字あらで鳴くはとよみたれバ、今ハ哉の字なくも一ハ幽辨也

右三首江邊作之

右ハ中辛の遺俵の時まで、右に家持ての歌也

保等登藝須麻豆奈久安佐氣伊可爾世婆和我加度須疑自可多利都具麻涅

ほとときすまづなくあさけいかにせばわがかどすぎじかたりつぐまで

上に三月七日と記し、ここに二十日とのこせるハ、是も物語なども新にきなくよめるなるべし。三月まで此鳥の鳴かしてさて三月なれバ先鳴といひて、ひたすらほととぎすの鳴くハ、必づらしきなり。人まで出立せて皆人も聞きふくるまでこととどめして有けれどくやしくハいひのぶしてたらぬとぞ心ゆきぬなり

保等登藝須可氣都都伎美我麻都可氣爾比毛等伎佐久流都奇知可都伎奴

ほとときすかけつつきみがまつかげにひもときさくるつきちかづきぬ

かけつつハ心をかけつつ結といふを松よりいひかけたり。つるとハさま人

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

右二首二十日大伴宿禰家持依興作之

喩族歌一首并短歌

比左加多能安麻能刀比良伎多可知保乃多氣爾阿毛理
ひさかたのあまのとひらきたかちほのたけにあもり
之須賣呂伎能可未能御代欲利波自由美乎多爾藝利母
しすめろぎのかみのみよよりはじゆみをたにさわも
多之麻可胡也乎多波左美蘇倍豆於保久米能麻須良多
たしまかごやをたばさみつへておほくめのますらた
祁乎乎佐吉爾多豆由伎登利於保世山河乎伊波禰左久

けをさきにさてゆきとりおほせやまかはをいはねさく
美豆布美等保利久爾麻藝之都都知波夜夫流神乎許等
みてふみとほりくにまぎしつちをやぶるかみをこと
牟氣麻都呂倍奴比比乎母夜波之波吉伎欲米都可倍麻
むけまつろへぬひとをもやはしきよめつかへま
都里豆安吉豆之萬夜萬登能久爾乃可之婆良能宇禰備
つりてあきつしまやまとのくにのかしはらのうねび
乃宮爾美也婆之良布刀之利多豆氐安米能之多之良志
のみやにみやばしらふとしりたてあめのしたしらし
賣之祁流須賣呂伎能安麻能日継等都藝豆久流伎美能
めしける すめろぎのあまのひつぎつづくるきみの
御代御代加久佐波奴安加吉許己呂乎須賣良弊爾伎波

みよみよ、かくさきぬ、あうさこゝろを、ちめらべ、さハ
宋都久之豆都加倍久流於夜能都可佐等、許等太豆氐、佐
めつくゝて、つのへくる、おやのつのさとことだて、さ
豆氣多麻敝流、宇美乃古能、伊也都藝都岐爾、美流比等乃、
づけこまつる、うみのこの、いやつぎつぎ、うるひとの、
可多里都藝豆氐、伎久比等能、可我見爾世武、宇安多良之
かたりつぎて、きくひとの、かゞみをあたらし
伎吉用、伎曽乃名曽、於煩呂加爾、已許呂於毋比豆、年奈許
き、よさそのなそ、おもろかに、こゝろおもひて、むなご
等毋、於夜乃名多都奈、大伴乃、宇治等名爾於敝流、麻須良
とも、おやのなづつる、おほともの、うぢとなる、ますら
子能等毋

をのとも

たゝらゝの殺ハ日向、あそうハ天降之、此ゝをゝろぎハ天孫と申なる、
神代紀一書、高皇産靈ゝ〻天の磐戸と引開、天の八重雲ゝ
排分て降ーなる時、大伴連の遠つ祖、天忍日命、来目部の遠つ
祖、天槌津大来目を帥ひ、背ゝ天磐靫を負、臂ゝ稜威高鞆を著、
手ゝ天梔弓、天羽ゝ矢を握、八目鳴鏑を副持、又頭槌劒を帯、天孫
の御前ゝ立て、日向襲の高千穂穂日二上峯天浮橋ゝ降来ゝ〻
ゝ、伊弉諾ゝ風土記を引て、天津彦ゝ火瓊ゝ、杵尊離天磐座、排
天八重雲、稜威之道別ゝ、而天降於日向之高千穂二上之峯時、
天暗冥晝夜不別、人物失道、物色難別、於茲有土蜘蛛、名曰大鉏
小鉏、二人奏言、皇孫尊以尊御手、抜稲千穂為籾、投散四方、得
開晴、于時如大鉏等所奏、搓千穂稲為籾、投散、即天開晴、日月

照光、因曰高千穂二上峯、後人改号知鋪已上、和名抄臼杵郡智保、
そゞ弓、まゝのゝで矢、八古事記天之波士弓、天之真鹿児矢とあり、古紀
ゆ八天梶弓梶此云二波多一あり、宮ゝ古事記伝ゆ番ゝ、ゆもれば、ゆ、
おゆくめのゝゝ八、ゆ、十八、ゆ、ゆ大伴の遠神祖のゝ名を八大来目ゆ
とおひゝもちてつゝゝつのゝとあり、大来目と八御軍ゆ従る軍士と
ゆゝゝ目なゆ主といてゝゝゝゝ天押日命のゝ軍士おゆを先ゆ立てゝ、
天降せるゝ、ゆざゝりなゆせ、姓氏録ゆ大伴宿祢高皇産霊尊五
世孫、天穂日命之後也、初天孫彦火瓊〻杵尊神駕之降也、天穂日
大来目部立於御前、降于日向高千穂峯、然後以大来目部為天鞆
負部、鞆負部之号起於此也〻〻ゆ、おほせ八令負〻〻ふまぎゝて、
紀ゆ国覓〻〻〻〻、国を求め給ふとゆ、〻〻ゆけ八事平〻、まつろへ
ぬゆ、ゆ、二不奉仕をまつろ為とゆ、紀ゆ順の字と例〻〻八倍八彼の底

ちるべゝ、やゝ八令和ゝ、ゆ二人乎和為跡、ゆ、ゆよ八掃清ゝ、つゝゝ
まつろへゝゝゝ八、押日命の功をいてゝ、あさづまの白より、神武天皇の
御時のゝをいてゝ、神武紀夫畝傍山東南橿原の地者蓋国の墺区
かゝれを治べゝ、是月即有司ゆ命て、帝宅を経〻〻ゆ、此時ゆ大伴氏
の祖道臣命ゆ仕奉りゝゝゝ紀ゆ為ゝ、天の日つぎとの白より、天皇
の御代〻〻のゝをいてゝ、かゝさゝぬあのゝゝゝゝを八不隠明心ゝ紀
ゆ赤心丹心ゝゝかゝゝ、ゆゆゝゝべのゝ八ゆゝ、ゆ十八おゝゝゝめべゝゝて
ゆゝゝめゝゝよあゝ、おゆのつゝゝ八遠祖よりのつゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
さづけゝゝまつる八、ゆ十八ゝゝ人のおゆのゝつゝるゝゝてゝよあり、かゝうつぎ
で八語次てゝゝゝ、あゝゝゝゝゝき八惜むゝゝく、ゆゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ、
むゝゝゝ八空言ゝゝく、左右ゆ後言よゝてゝゝゝゝゝゝゝ、後言八虚言ゆ
れゝゝ、ゝゝゝの言ゝをゝいひゝてゝられめやゝふせよゝゝ、おゆのゝゝゝ

なハ祢名と今断ことゝるれく、まちてうをのとしハ大伴氏の伴とゝ
之奇志麻乃夜未等能久爾々安伎良氣伎名爾於布等毛
能字已許呂都乃米與
ミさきーまあやまとのくふ あきらけきるよ ねさてのをてろつとめよ
ものよりてしるぬく、大伴氏ハ武ぶの氏代くあるさ心ちて仕なり
すゆく、名るこさ氏のとしがうちするぞと屬もてそ
都流藝多知伊與餘乃具倍之伊爾之敝由佐夜氣久於比
豆伎爾之曽乃名曽
つるぎたちいよとぐべしいふ(ゆさやけくおひてきよそのなぞ
(二のなハ丈夫のもるゝと云ふ物とて弊とて、さやくおひて、大伴
の氏ハ名るくゆゝうたゆえ武ゆ
右縁淡海真人三船讒言出雲守大伴古慈悲宿禰解任是

万解サ下　サ二

以家持作此歌也　後紀勝宝八年五月出雲国守従四位上大伴宿
祢古慈悲内豎淡海真人三船坐誹謗朝廷無人臣之礼禁獄左右衛
士府丙寅召並放免ゝ海ゝ三船ハ古慈悲ゝ罪ゝ
衛士府ゝ禁ゝ
悲ハ解任せるゝ、太紀の文ゝ誤ゝ
三船ハ勝宝三年五位御船ゝ淡海真人の姓を賜ゝ
正月尾張今正六位上ゝ次ゝ官位ゝ延暦四年七月刑部卿
四位下兼因幡守ゝ卒、大友親王の曽孫池邊王の子ゝ
卧病悲無常欲修道作歌二首
宇都世美波加受奈士日身奈利夜麻加波乃佐夜氣吉見都
都美知乎多豆禰奈
うつせみハかずなきみるもやまのさやけきこつみちをたづねな

人のよろひいくばくの年の数も幾ばくと、数を身といふ、山伏の
さやなきさとつ八山伏をして、静に仏の道を修せんと思ふ
和多流日能加氣爾伎保比豆多豆禰豆奈伎欲吉曽能美
知末多毋安波無多采
わるるひのかげはさちひてたづねてもさとりのそこにまこそあんさめ
わるるひのかげ八光陰を惜しむを、唯に此道の奥を求ぶ時八、
うん世なるを果をるるを、直ちんとを、奏伴云、南史云陶侃云大禹之
聖人而惜寸陰、至於凡人可惜分陰、又とあるを八生く世く殖
遇せんことを願つゆといふを
願寿作歌一首
美都煩奈須可禮流身曽等波之禮禮抒毋奈保之禰可比
都知等世能伊乃知乎

みづぢなるかれるみぞとハ生れども世のいのちをねがひつるかな
みづいハ水火なるく水火のあくに假ちなるなりとハいくれき宣長
云、こつぶハ水沫のつぶつぶをいふ、古事記に海水之都夫多都時(ツブタツトキ)と見え
く、人生を水沫に譬へるハ仏作経に、都ハ清き煩ハ濁る
なれば水火の事なるべしハ有まじきなり、ちを濁るべし、孫の下可元
屋本我に似るをよしとして
以前歌六首六月十七日大伴宿禰家持作
冬十一月五日夜少雷起鳴雪落覆庭忽懐感憐聊作短
歌一首
氣能已里能由伎爾安倍豆流安之比奇之夜麻多知波奈
乎都乃爾通弭許奈
けのこりのゆきふあへてるあしびきのやまたちばなをつとにつとこな

あ(て)る八相照(て)、此時やう〳〵さま(で)山方(に)紛るゝ事なく、夫を思ひてよゝ
行(き)ならん、巻十九此宴のけのこゝる時まいざゆゝる山橘の云々の歌てうん

右一首兵部少輔大伴宿禰家持

八日讃岐守安宿王等集於出雲掾安宿奈杼麻呂之家
宴歌二首　安宿王讃岐守なり〳〵紀ヨリ見て、後紀ヨリ出雲
國掾の氏ヨリ宴をんうよりちくゆゆれど、後国の司皆京より居る
ヨリ考ふれば、さるるゆしもるべし、後紀天平神護元年百濟安宿公奈杼
麻呂ヨリ外後五位下を授とゝゆ安宿王のヨリ八末の山背王の傳ヨリ云べし

於保吉美乃美許等加之古美於保乃宇良乎曽我比爾美
都々美也古敝能保流
おほきみのみことかしこみおほのうらをそがひにみつゝやこのゆふる
和名抄出雲意宇郡意宇乙岩三餘海岩口飫宇能海と、

見べくに於保とあるハ按ヨ和名の於保の文字うつりく誤れるあて
於宇とあるべきを出雲ハ出雲より上る時ヨよりて宴席を設るを

右掾安宿奈杼麻呂

宇知比左須美也古乃比等爾都氣麻久波美之比乃其等
久安里等都氣已曽
うちひさすみやこのひとにつげまくはみしひのごとくありとつげこそ
新〳〵よりく考んやうハ皆ヨ〳〵めくられハまらうふ上て考ヨ山背
ヨの左杼ヨ上あつ〳〵たまふ

右一首守山背王歌也主人安宿奈杼麻呂語云奈杼麻
呂被差朝集使擬入京師因此餞之各作此歌聊陳所
心也　山背王ハ後紀天平十八年九月従四位下山背王為右舎人頭室ヨ
元年九月従四位上同六月但馬守同月従三位同六年十二月従三位藤原豊成為参議

七年十月參議禮部卿從三位藤原朝臣爭貞薨、爭貞者平城朝左大
臣正二位長屋王子也、天平元年長屋王有罪自盡、其男從四位下膳夫
王、無位桑田王、葛木王、鈎取王、亦皆自經、時安宿王、黄文王、山背王、并女
教勝、復合從坐、以藤原太政大臣之女所生、特賜不死、勝宝八歳安宿
黄文謀反、山背王陰上其變、高野天皇嘉之、賜姓藤原、名曰爭貞、
又宇山背王、あれど、倍を出雲守とす、紀ふ云れ、るこの

武良等里乃安佐太知伊爾之伎美我宇倍波左夜加爾伎
吉都於毛比之其等久
むらさとのあさだちいにしきみがうへはさやかにきつおもひしごとく
一云於毛比之毋乃乎
むらさとのハ枕詞、まるなりぐ、そ、ハ、ものこを用ゐ、左頭みよるふ、家持て此時京を在く山背王のあな

和ゐる之、山背王の住を出立しまとを、さく、奈抒百ゐがつくるよ、
あかさまを言ふに、夢ゐりとりとを
右一首兵部少輔大伴宿禰家持後日追和出雲守山背
王歌作之
二十三日集於式部少丞大伴宿禰池主之宅飲宴歌一
首
波都由伎波知敝爾布里之家故非之久能於保加流和禮
波美都都之努波年
はつゆきはちへにふりしけこしくのおほかるれハみつつしぬばむ
今日初雪はちへにふりしけこしくのおほかるれハみつつしぬばむ
あすゆきはつゆとなりて久しくなれとふことをとつふこをとつふこ
於久夜麻能之伎美我波奈能其等也之久之久伎美

爾.故非和多利奈無

おくやまの.たきみぞたちあ.なのごとや.たてくきみまこひてうちん

今本奈能の二字を脱せり、一本によりて補ふ、六帖は本紀に此歌を載せ
く、たのる名のごとやとあれば、能、ひきし、たきみの たきを字なるうとして
を名のめくまとしとふ、橘の花に喜ぶ、そは十一月なるを、たてくといふ
む神ふまつりて序に用うるこ、ささはは人をとそ

右二首兵部大丞大原真人今城

智努女王卒後圓方女王悲傷作歌一首　智努女王は後紀

養老七年正月従四位下、神亀元年二月従三位、圓方女王は天平九年十
月従五位下より従四位下を授、室亀五年十二月正三位、ともに藤長屋王の女

由布義理爾.知杼里乃奈吉志.佐保治乎婆.安良之也之豆

年.美流與之乎奈美

二ヲ一二誤　宮字ヲ脱　元宮字アリ

ゆふきりにちどりのなきし.さほぢをば.あらしやたてんこるよりをおこて

智努女王の夫佐保のあるうまあらうんとよりは佐保路を毎て人もも

くて.ふりやせんと.はりまむ

大原櫻井真人行佐保川邊之時作歌一首　後紀第八に遠

江守櫻井王とうえ、第十九に大蔵卿従四位下大原真人櫻井とうゆ

佐保河波爾.許保里和多禮流.宇須良乎婆.乃.宇須伎許己呂

乎.和我於毛波奈久爾

さほがはにこりわたれるうすらゆきうすきこころをわがおもはなくに

上はうすきとうん序のこ

藤原夫人歌二首　淨御原宮御宇天皇之夫人也、字曰氷上大刀自也　二首を今

選ぶ一首とす、天武紀夫人藤原大臣女氷上娘生但馬皇女、十一年

正月宮中に薨ようゆ

安佐欲比爾・禰能未之奈氣婆・夜伎多知能・刀其己呂毛安
禮波於毋比加禰都毛
あさよひね・のうなけばやさたちのとぐろもあれはあらしかねつも
やさぐちの花は、〻ぐろハ利〻いろ、あれハ吾〻
可之故伎也・安米乃美加度乎・可氣都禮婆・禰能未之奈加
由・安左欲比爾之豆
かゝこさや・あめのかのどをかけつれハねのうなのゆ・あさよひにして
みの〻〻ふハ〻ハを申なれ申直ちて申ものとぐろ〻なるハ江あれハ、
胡延(こんど)といひて、やゝて天皇のゆ〻ふ〻あ家〻ハ多ていろ、古人の集古記ゆ、
あめのみ〻ぐあ〻みのうねあ〻ハ多ゆ〻ふ〻ものとハ天智天皇と
申ものとりふハ〻〻ゆ〻、家女ハ諸国ゆ召れハ江の宮女ゆ〻必近
江の新〻ふるハ宮ゆ〻ものあハ偽ゆ〻、〻ゆ〻ものこと

ものゝつゝたいあ〻、かゝつれゝ、ゆ〻かけものつれゝ、ゆ〻ものゝ
作者未詳　堀ものゝ二そと一そと浪れるよゝほ人かく来入るものゝ
右件四首傳讀兵部大丞大原今城
三月四日於兵部大丞大原真人今城之宅宴歌一首
前ゝ勝宝八年十月の三のあれハ〻ハ勝宝九歳ゝ〻ゝ、〻ゝ次ゝの
六月の五の勝宝九歳の四字ハ除ぐきゝ
安之比奇能・夜都乎乃都婆吉・都良都良爾・美等毋安加采
也・宇惠豆家流伎美
あしひきの・やつをのつゞきつらゝに・みとゝあ・のめやうゑてけるきゝ
山の八峯の樹と根こゞて家の庭ようゑてるゝ、きくゝとあめや
みゝくゝとゝくゝう、峯一つゝゝ枝つゝゝゝ、峯十九あしひきのやつ
をの枝つゞゝうたゝゝよあり

右兵部少輔大伴家持屬植椿作　屬ハ囑と同じく目を付るこ
保里延故要等保伎佐刀麻呂於久利家流伎美我許己呂
波和須良由麻之目
ほりえこえとちさとまでおくりくるこさみがこころはなれゆまずも
播磨の国まで下るを椿津の浦より船出して送り来る、こころ
ゆまず心をつくるまでなり、心ハ神祭、齊明紀に云ふ倭須羅庚
麻自珥ゝゝ
右一首播磨介藤原朝臣執弓赴任悲別也、主人大原今
城傳讀云爾　此宴の日執弓が子を主人の唱ふ
勝寶九歳六月二十三日於大監物三形王之宅宴歌一
首　後紀勝宝元年四月無位三形王を従五位下を授ける
宿禰を賜ふ、延暦三年三月薨ずる日向国を配せらる

宇都里由久時見其登爾許己呂伊多久年可之能比等之
於毛保由流加毋
うつりゆくときこそこころいたくむかしのひとをおもほゆるかも
此里の郡の古人を、家持の歌より考へ出すべし
右兵部大輔大伴宿禰家持作
佐久波奈波宇都呂布等伎安里安之比奇乃夜麻須我乃
禰之奈我久波安利家里
さくはなはうつろふときあり、あしびきのやますがのねしながくありけり
きよさ和ハうつろひ変る也
右一首大伴宿禰家持悲怜物色變化作之也
時花伊夜米豆良之毋可久之許曽賣之安伎良米晩阿伎
多都其等爾

とこさのたちいやめづらしもかくこそめしあさらめあさたつごとに
秋のあぐさをよろこぶめしあさらめ八くくをたるけをといつく
おほし此詞を考ふ晩官本免とあるそよろ右の嘆花八のうふ
さうひく考てくやうにおもれるを

右一首大伴宿禰家持作之

天平寶字元年十一月十八日於内裏肆宴歌二首

勝寶九年八月十八日宝字と改らる紀ヨ此宴をもるさ

天地乎豆良須日月能極奈久阿流倍伎毋能乎奈爾加於
毛波牟

あめつちをてらす八つさのさハみちくあるべきものをなふのおもハん

日月のめぐ御代くの伝れるとり奈ホの下元唐本乎の字を塗る
ごしちふとうもんハ行の地をしをうをんといふを

右一首皇太子御歌　廢帝ヘ御諱八天炊王、舎人親王の第七の
活るヘ

伊射子等毛多波和射奈世曽天地能加多采之久爾曽夜
麻登之麻禰波

いざこどもたわざなせそあめつちのかぎりくてやまとしまねハ

るべくハ天の下の人をもて、たハわざハ狂行へやまとハ大八洲をもぐいつ、
契沖がいつるあく、勝宝八年橘奈良麻呂謀反のすもをおもひ
ふくあるべし

右一首内相藤原朝臣奏之　後紀宝亀元年五月大納言従二位
藤原朝臣仲麻呂為紫微内相とゝゆ、別恵美押勝ヘ

十二月十八日於大監物三形王之宅宴歌三首

三雪布流布由波祁布能未賀之奈加年春敝波安須爾之

安流良之

みゆきふる雪のけぬのそらぐもひまのなのんとるべおもふしあるら

十九首立春のあくるあくるあくるん次のうた考ををくくいひ月夜なる

どよあれば時なるよハあくるぞ、

右一首主人三形王

宇知奈婢久波流乎知可美加奴婆玉乃己與比能都久欲

可須美多流良年

うちなびくはるをちかみのぬばたまのこよひのつくよかすみたるらん

右一首大蔵大輔甘南備伊香真人　後紀天平十八年四月無

位伊香王ヨ後五位下を授くくるくしよう次くくを位をつく勝宝五

年後五位下甘南備真人伊香為美作分くくあ

安良多末能等之由伎我敝理波流多多婆末豆和我夜度

爾宇具比須波奈家

あらくまのとゆきがりはるたちばまづわがやどにうぐひすなけ

右一首右中弁大伴宿禰家持

於保吉宇美能美奈曽己布可久於毛比都々毛婢伎奈良

之思須我波良能佐刀

おちかたのみなそこにふるくおもひつかしきなら山のさと

みなそこにふるまでハ深くしいさん序之、蒙求訓せるく、老十一未

嘗出宅引、又ハ仁の出宅引道なるよ用ゐ、出宅原ハ神名

帳大和添下郡菅原神社、諸陵式菅原伏見西陵、安康天皇、在添下郡と

ハゆ、かくくのんのうつろひもてんとくくさらぐく、菅原の里を行色い

しるくくく女郎ゞ別て度歌くこと又ハ宮京百々の出菅原ヨ立て、

そこ立位別しなごりを思よるてくくるべし

右一首藤原宿奈麻呂朝臣之妻石川女郎薄愛離別悲
恨作歌也　年月未詳

二十三日於治部少輔大原今城真人之宅宴歌一首

都奇餘米婆伊麻太冬奈里之可須我爾霞多奈婢久波流
多知奴等可
つきよあばいまだふゆなりしかすがにかすみたなびくはるさちぬとか

年内立春之

右一首右中弁大伴宿禰家持作

二年春正月三日召侍從竪子王臣等令侍於内裏之東
屋垣下即賜王筯肆宴于時内相藤原朝臣奉勅宣諸王
卿等隨堪任意作歌并賦詩仍應　詔旨各陳心緒作歌
賦詩未得諸人之賦詩并作歌也

天平二年正月の紀に此宴のあるべきれ

ぐもこ百神のまくかくる物宮のうちなるづし玉筯はいかなるゆ
らく玉の緒とかあることうちはぬるそてなるまつ、岩十ふま
玉筯苅こ種ふろとよあるハ物地膚一名地葵ホ波久佐一云
未木久佐ともきこりのまくまこ

始春乃波都禰乃家布能孫多麻婆波伎手爾等流可良爾由
良久多麻能孫乎
をつたるのはつねのけふのたまばきてにとるからにゆらくたまのを

ゆらく八古事記に奴那登母〻由良ホ振除〻ぬハ玉〻那〻母
ハ〻玉之言也〻母由良ハ真搖〻紀に瑲〻の字を南てゆう

右一首右中弁大伴宿禰家持作但依大藏政不堪奏之
也　弁官まく諸省のまつかりくまる多〻れば奏せられざるべし

水鳥乃可毛能羽能伊呂乃青馬乎家布美流比等波可藝

利奈之等伊布

みづとりのかものたのいろのあをうまを乃ふるひとハかざらぬものとい
可毛の下一本能の字なり、一二の句ハ青しいさん序、青ハ物名のかも
の羽色の青しゝをもよめり、かぶりをといふハ命の限をといふ、白馬
の節会のまハ左馬寮式云、凡正月七日青馬籠廐、云云、凡青馬二十
匹、自十一月一日至正月七日二寮牛分飼之、一疋五疋、云云、さくきをあて白さ
牠ハ青色なるものなれバ青てるといへど、実ハ白色なるゆゑ、いとなき
されど後紀神護景雲二年九月献青馬白髮尾とあるなどをもて
ハ、青を白さるゆゑ也、髮尾とハ、ぐ〳〵ぐ〳〵、鬣の羽色
といへるハ、青といへる序なるゆゑハ、青色ハ今もあるし
とけるものなるべし、たゞし古書延喜式までハ白さるゆゑ
皆青色なるゆゑ、そう〳〵が〳〵礼記月令に青馬といへるとも、亜聖

集ハ深草の色しかうでいとなれあをうまとなづけそめけるとい
へるハ、青白馬とゝなるゆゑ、白虎通にあるをもひて、さ法ハ
白色なるゆゑ、なるべし

右一首為七日侍宴右中弁大伴宿禰家持預作此歌但
依仁王會事却以六日於内裏召諸王卿等賜酒肆宴給
禄因斯不奏也

六日内庭假植樹木以作林帷而為肆宴歌一首　林帷とハ
樹をつゝねはやく帳の代りとなるをいふべし、和名抄帷加太比良園也、以自障
園也とゝゆ

打奈婢久波流流等毛之流久宇具比須波宇恵木之樹間乎
奈伎和多良奈牟
うちなびくはるとも立るくゝぶひすハうゑのこまとなさわたらなん

[illegible]

[illegible]

右一首右中辨大伴宿禰家持　不奏

二月於式部大輔中臣清麻呂朝臣之宅宴歌十首

二月の下弦日を脱せり。清麻呂ハ神祇伯祭主中納言左大弁正四位上意美麻呂の子、東宮傅神祇伯右大臣正二位藤原朝臣の子、式部大輔なり。紀ふるくるぞ

宇良賣之久伎美波毋安流加夜慶乃烏梅能知利須具流麻涅美之米受安利家流流

[illegible]

[illegible]

右一首治部少輔大原今城真人

左奴の世陵二誤

美年等伊波婆伊奈等伊波米也宇梅乃波奈知利須具流麻呂伎美我伎麻左奴

みむといはばいなといへめやうめのはなちりすぐるまできみがきませぬ

右の今樹の花の和する之伎麻左奴とは左伎麻世波ともハ語之元歌

[illegible]

右一首主人中臣清麻呂朝臣

波之伎余之家布能安路自波伊蘇麻都能都禰爾伊麻佐

禰伊麻毋美流其等

はしきよしけのあるじいそまつのつねにいまもみるごと

あるじハあるじ之たの[illegible]池の磯をよろこれバこれも池の汀の松なり

せくいたもえいまさねいまもみるごとし

右一首右中弁大伴宿禰家持

和我勢故之可久志伎許散婆安采都知乃可未乎許比能
美奈我久等曽於毛布
わがせこがくしさかしあめつちのかみをこひのみなごくとぞおもふ
右の歌ふいまそねとうるわるくかくしさかしめをのさまいとう
なぐくとぞ歌ふは命をのれと歌ふなり
右一首主人中臣清麻呂朝臣
宇梅能波奈香乎加具波之美等保家杼毋己許呂毋之努
爾伎美乎之曽於毛布
うめのはなかをかぐはしみとほけどもこころもしぬにきみをぞおもふ
こほけどは伎乎の遠久れどもこゝろにあるをおもふなり
右一首治部大輔市原王　天智天皇四世の孫安貴王のなり
夜知久佐能波奈波宇都呂布等伎波奈流麻都能左要大

乎和禮波牟須婆奈
やちくさのはなはうつろふときはなるまつのみえくをわれはむすばな
八千種の花は変ろふ常磐なる松の枝を結ばんとは吉野の宮に行幸の
とかくしぬ奈良とはよさとをとこ山に雪二寸ばかり降りたる
枝を引結びまさきくあらばまたかへりみむ
やちくさのはなとときはなるまつをたれかはかりとおもふ
右一首右中弁大伴宿禰家持
烏梅能波奈左伎知流波流能奈我伎比乎美禮杼毋安可
奴伊蘇爾毋安流香毋
うめのはなさきちるはるのわかさをたれかはかりとあるかも
次の歌もしゆるぬく池の磯をよろくやどてあるをとこ磯をよろくやどてあるをとこ
右一首大蔵大輔甘南備伊香真人

伎美我伊敝能伊氣乃之良奈美伊蘇爾與世之婆之婆美等母安加無伎彌加毛

きこのいけのなみいそによせしばしばみともあかんきみかも

上ハ池の名をいはむとて しばしばといはん序とせり、みともハみるとも之

此うものゝ言ハかはの事にふて、もハ助辞之以下おも千代よりもとれん音

大夫うもとよみと同し、古今集の序のこといぜうめゝうもとゝいてもいさ之

右一首右中弁大伴宿禰家持

宇流波之等阿我毛布伎美波伊也比家爾伎末勢和我世古多由流日奈之爾

うるはしとあがおもふきみはいやひけにきませわがせこたゆるひなしに

あがせこハ吾思之、ひけにハ日ことにといふ同し、捨穂本古をとるよ从ふ、

せこハ兄等之、客人をさして

右一首中臣清麻呂朝臣

伊蘇能宇良爾都禰欲比伎須牟乎之杼里能乎之伎安我末波伎美我末仁麻爾

いそのうらにつねよびきすむをしどりのをしきわがみはきみがまにまに

見も池の磯まてうらハ裏之、つねよびきすむハ常ヨ喚来栖之、鴛鴦

よる惜しといひかけんとて、をしきわが身ハ己が身も君の随意ふといへり、

君ハあるじをさして、契沖云、此まてちかふハ友をさそひて清麻呂

躬主の詠へたてまつり遊ぶよまうしたといへるをさなるべし

右一首治部少輔大原今城真人

依興各思高圓離宮處作歌五首　これも大高円宮なり聖武天皇

の高圓離宮に行幸し給ひけるといひ出て、各よみける之離宮なき

ちかきハ離宮のあとを思ひつゝ、三笠山の内なるべし

志ゝ伎美ヲ志伎ゝ美ニ誤

多加麻刀能努乃宇倍能美也婆安禮爾家里多多志ゝ伎
美能美與等保曾氣婆
たのまとのぬのゝうへハあれふりたゝきみのゝよとちそけバ
ゝ本多ゝ志伎ゝ美能と多ハ保ゝ一ちをん後ゆつ既次の之のも
回後ゝ立為ゝ者ハ聖武天皇をさ〻なるようそけゞ遠放
ゞちう

右一首右中弁大伴宿禰家持

多加麻刀能宇能宇倍乃美也波安禮奴等母多多志志伎
美能美奈和須禮米也
たのまとのをのゝへのうへハあれぬとたゝきみのゝおもをれめや

たのまとのをのゝへのうへハあれぬとたゝきみのゝおもをれめや
右一首治部少輔今城真人　大原の姓を賜せり

多可麻刀能努敝波布久受乃須惠都比爾知與爾和須禮
年和我於保伎美加母
たのまとのぬへはふくすのすえつひにちよにわすれんやおほきみのも
弼方遠之為ハもく遠よりあるよ本作ゝてけり以ゝのかゝ
かハのゝとみくもハ脚辨也
右一首主人中臣清麻呂朝臣

波布久受能須多要受之努波年於保吉美能賣之思野邊爾
波之米由布倍之母
はふくすのすたえすしぬはんおほきみのめくのゝへハしめゆふへしも
たのこのの和へめたまゝ多くよあるハ久ゝまゝ〻いつゝちゝ時よ
いつゝ此ゝ安ゝ思ゝとゝゝとゝ以ゝ次の能ゝゝん為よ標法べ
ゝゝゝ末のもハ脚辨

右一首右中弁大伴宿禰家持

於保吉美乃都藝弖賣須良之多加麻刀能努敝美流其等爾禰能未之奈加由

おほきみのつぎてめしたらしたかまとのぬべみるごとにねのみしなかゆ

歌意の趣ハ天皇の崩御後久しからずして高円の離宮を見るごとに泣るゝとなり此良之の詞ハ集中一つの格なれど常ならぬとは異之ハ二巻十八に見えし跡の良之とみて考合すべし、これを鏡の詞として此ハ下の解あるべし

右一首大藏大輔甘南備伊香真人

屬目山齋作歌三首　巻三妹としてある歌に吉山斎を本きく鑑く家なるこのも此名を六帖にわのやどハとあれハ山斎をやどとよこつれどいこハやしよむべし、室ちこての山斎ハ去まと訓べし、

乎之能須牟伎美我許乃之麻家布美禮婆安之婢乃波奈毛左伎爾家流可母

をしのすむきみがこのしまけふみればあしびのはなもさきにけるかも

ちぐさ庭の泉水築山と作りたるにハ古き泉山にもよめり、いせ物語にも絶始の事まで、あなるといつるも庭をとなづくたよみて、絶し此の歌ちなる也、やどりやまも調べてといへり

きみのちぐむさみづこのしまけふみれバあしびのたちまちさきにけるかも

しまハ則庭之なるいてあしび既にも

右一首大監物御方王

伊氣美豆爾可氣左倍見要底佐伎爾保布安之婢乃波奈乎蘇弖爾古伎禮奈

いけみづにかげさへみえてさきにほふあしびのはなをそでにこきれな

こきれなハこきいれんと

右一首右中弁大伴宿禰家持

伊蘇可氣乃美由流伊氣美豆氐流麻涅爾左家流安之婢乃知良麻久乎思毋

いそのげのゝゆらいけゝづてるまでにさくるあしびのちらまくをしも

殘雪のあしびの池わよ照そうつろひてえゆるぶなづさを惜しむゝ

右一首大藏大輔甘南備伊香真人

二月十日於内相宅餞渤海大使小野田守朝臣等宴歌一首　後紀神亀四年十二月丁亥渤海国都王使高齊徳等八人入京、丙申遣使賜高齊徳等衣服冠履、渤海郡者舊高麗国也、遣渤海使小野宝宝二年の紀ゟ載せず、されども宝宝二年九月丁亥小野朝臣田守等至自渤海、大使輔国大将軍兼將軍行木底列

刺史兼兵署少正開国公楊承慶已下廿三人、随田守来朝、便於越前国安置、十二月戊申遣渤海使小野朝臣田守等奏唐国消息曰、

とゝゆれば天づゝめ遣渤海使の紀ゟ渤海ゟ

阿乎宇奈波良加是奈美奈妣伎由久佐久佐都都年許等奈久布禰波波夜家無

あをうなばらかぜなみなびきゆくさくさつむとなくあねはやろん

風信をびさは神功紀大風順吹帆船隨不労櫂楫ゝ

風ゝたてゝびさをびくゝと筥はいそれさ宣云ゝをびくは起の反ゝれば、

風も波もたぬるゝといふ、つまゝ無是まくゝ、ゆづらひなこさ

をかゝふくゝ、をづくゝ落るゝなこといふ、うゝこのゝ布帆無恙と

いふ、恙の字つゝのいづれの神をといはゝばのゝさゝ未さゝみのゝや

久ん、恙十九位のゝるゝいてゝさゝうぶ神をと祈ゝゝ毋ハゝろん

右一首右中弁大伴宿禰家持　未詠之

七月五日於治部少輔大原今城真人宅餞因幡守大伴宿禰家持宴歌一首　後紀六月丙辰従五位下大伴宿禰家持為因幡守〻〻〻ゆ

秋風乃須恵布伎奈婢久波疑能花登毛爾加敷左受安比加和可禮年

あきかぜのすえふきなびくはぎのはなとにかざさずあひかわかれん

そのなびくはぎのはなをおりてかざしてあひのわかれんとするこそ

乃のゝるかけ今ぞ、あしの引れんハおもひ別ん歟ゝ

右一首大伴宿禰家持作之

三年春正月一日於因幡國廳賜饗国郡司等之宴歌一首　儀制令云凡元日国司皆率僚属郡司等、謂僚者同官也、属者統属也、向廳

寓居、忽離寺門、游歴涇津也、影孤他郷之月、濯足世波之濁、自然以来、徒蹈歳霜、閲光景也、今雖帰舊隱、未入寺門信州於姑捨山之麓結草為廬、養餘生耳、云有佳客携此集来問、余〻晤語云、僕有志願、積年不果之、而暦凉燠行年已向七旬也、老眼有不堪筆之愁、巻而懐之、客聞之、乃感余誠心、而此集全部廿巻書寫之而投于余〻手舞之足蹈之曰、宿望已成之、便拭老眼、手自加和字之筆跡於敎青者也、抑於和字音義、後京極黄門之以降、尋八雲之跡之輩、高卑伺其趣者歟、仍天下大底守彼式、而異之挨一人而無之、依之人〻似背萬葉古今等之字義者也、僕又専彼式而用来年久、今時又□不背之、將来又以

可然者也、但特地於萬葉集至于書加和字於漢字
右、而聊引散愚性之僻案、偏任當集之音義、所令點
之也、是且非自由、且非無所詮、其故者依當世之音
義書、用其和字之則、違萬葉集儀理之事、在之、所謂
當集者遠近之遠字之假名者、登保登書之、草木枝
條之撓乎者、登乎登書之、當世遠近之遠字和音者
登乎登書之、然者用書此和音者、所可令集之字語
相違也又書宇惠者殖也、書宇邊者上也、此外此類
雖有之、恐繁、而註別紙畧之爾已

後光厳
文和二年癸巳中秋八月二十五日　　權少僧都成俊記之

右書写ハ[illegible]
[illegible]

朝拜訖、長官受賀、中略設宴者聽其食、以當處官物及正倉充ててとる

新年之始乃波都波流能家布敷流由伎能伊夜之家餘其
騰
あたらしきとしのはじめのをつはるのけふふるゆきのいやしけよごと
いやしけ八弥重ねてよごとハ天智紀十年春正月己亥朔庚子入
錦上蘇我赤兄臣與大錦下巨勢人臣、進於殿前奏賀正事ヨコトなど
もらゐ、古しへ吉言と吉事と二つあるうちにてハ吉事へ、巻十七
ゑ彩しきまのはじめかとよのとしたるもとなるらしきのふるゆ
ハしもよみくまの姫ゑ言を洋をよきことしたれば先雪をのぶ
て、さきくまを言をのべくと言ふるなりといひまくまあれうしといまくるへ
右一首守大伴宿禰家持作之

萬葉集卷第二十終

萬葉第一奥書

文永十年八月八日於鎌倉書寫畢（本云亀山）

此本者、正二位前大納言征夷大將軍藤原卿、始自寛元元年（後嵯峨）初秋之比、仰付李部大夫源親行、校調萬葉集一部、為令書本、以三箇證本、令比校親行本了、同四年正月、仙覺又請取親行本、并三箇本、重校合畢、是則一人校勘、依可有見漏事也、三箇證本者、松殿入道殿下御本、（帥中納言伊房卿手跡也）光明峯寺入道前攝政左大臣家御本、鎌倉右大臣家本也、此外又以両三本令比校畢、而依多本、直付損字、書入落字畢、寛元四年十二月二十二日、於相州比企谷新釋迦堂僧坊、以治定本書寫畢、同五年二月十日校點畢、又

○藤原卿鎌倉四代頼經卿ニテ後京極攝政良經公孫光明峯寺攝政道家公ノ四男也

○親行ト云ル名ノ人アマタアレハイヅレカ知ラレズ

○松殿ハ攝政関白太政大臣基房公ニテ知足院攝政忠実公ノ孫法性寺攝政忠通公ノ二男也

○伊房權大

納言行成卿ノ孫参議兵部卿行經卿ノ子也

○光明峯寺殿ハ摂政関白太政大臣兼実公ノ孫道家公ノ子也

○尚書禅門真観ハ六条大納言光頼卿ヨリ四世中納言光親卿ノ子右大弁右衛門佐正四位下光俊出家シテ真観ト云リ○基長ハ中納言正二位堀河右大臣頼宗公ノ孫内大臣能有公ノ子ナリ

重校畢、今此萬葉集假名、他本皆漢字歌一首書畢、假名哥更書之、常儀也、然而於今本者為紀和漢之符合、於漢字右今付假名畢、如此雖令治定、今又見之、不審文字且千也、仍去弘長元年夏比、又以松殿御本并兩本尚書禅門真観本基長中納言本也逐再校紀文理訛謬畢、又同二年正月以六条家本比校畢、此本異他、其德甚多、珎重〻〻

彼本奥書云

○經盛ハ平忠盛ノ子修理大夫正三位トモユ

承安元年六月十五日以平三品經盛本、手自書寫畢、件本以二条院御本書寫本也、他本假名別書之、而起自叡慮、被付假名、於真名珎重〻〻、可秘藏〻〻〻

○重家ハ清輔卑

○清輔ハ修理大夫顕季ノ孫左京大夫顕輔ノ子也

○忠定卿ハ詳或中山忠親ノ孫大納言兼宗ノ男ト云リ可考

○左京兆ハ考

彼三位行備中權守藤原重家卿本清輔朝臣點之云〻

愚本假名皆以符合、水月鏡即千悦萬感、弘長三年十一月又以忠定卿本比校畢、凡此集既以十本逐校合畢、又文永二年閏四月之比、以左京兆本伊房卿手次誤也令比校畢、而後同年五六兩月之間、終書寫之功、初秋一月之内、令校點之畢、抑先度愚本假名者古次兩點有異説、歌者於漢字左右付假名畢、其上猶於有心詞窓曲歌者加新點畢、如此異説多種之間、其點勝劣、輕以難弁者歟、依之去今両年二箇度書寫本者、不論古點新點、取捨

其正訓（訓点）於漢字右一筋所點下也、其内古次兩點詞者、擬其秀逸、同以墨點之、次雖有古次兩點、而為心詞參差句者、以紺青點之、所謂不勘古語之點、并手爾乎波之字相違等、皆以紺青令點直之也、是則先顯有古次兩點、且示偏非、新點也、次新點詞并訓中補闕之句、又雖為一字而漏古點之字、以朱點之、偏是為自身所見點之、為他人所用不點之而已、

文永三年八月十八日　　權律師仙覺

卷第三奥書

（此第三の奥まきとは古万葉ふるき歌ばかりの巻とおぼゆ　仙覺はまきまきに先ハ書たるなり）

大納言從二位大伴宿祢旅人（大納言安麻呂第一男　後紀和銅四年）

四月、授從四位下（天亀元年五月為中務卿）　安万呂ハ新撰姓氏録大榮右大臣長屋王の子かなり

養老二年三月三日任中納言（不歴参議）

（続紀に己巳大伴旅人為中納言とあるは三月癸卯の誤ならんか　月戊戌車駕自美濃戊戌ハ四日なれ共三日と書るハ遠つかり）

三年正月七日叙正四位下（紀によるに五日なり又紀に賜禄刀資人四人と有）

（旅人為征隼人持節大將軍とあり）

五年正月七日叙從三位

神亀元年二月日叙正三位

天平二年十月一日任大納言（紀に神亀元年三月甲午大伴宿祢多比等正三位と叙とあり　天平元年正月丙子従二位と叙とあり　天平二年大宰帥を任じ給ふ　紀に載せられ）

（同七月ハ諸の説天平元年正月丙子従二位と叙とあり　天平二年大宰帥を任じ給ふ　紀に載せられ　八仙覺の説ハ紀に載せられ　紀よりもせる八今ものの抜文なるべし）

三年正月七日叙二位　七月一日薨（在官二年）

（二位の上に従と抜ぬり）

（紀によるに正月廿七日なり）

中納言従三位大伴宿祢家持大納言贈従二位安麻呂之孫大納言従二位旅人男

天平七年正月叙従五位下　七年の上十のまと後ぜり十六年まて内舎人ぞり

十八年三月任兵部大輔　紀によるに此時兵部大輔八誤りて宮内少輔なり紀に六月為越中守勝宝元年四月為山陸道巡察使宝字元年六月為兵部大輔とあり又式集に十九に勝宝三年七月少納言任ぜりとあるも紀に漏ぜり

天平寶字二年六月任因幡守　紀に六年正月庚辰朔戊子為信部大輔信部者八中務省に民部大輔に官名なり信部の誤なるべし

官ヲ今宮ニ誤

六年三月日任民部大輔

八年正月日任薩摩守　紀に丁未

神護景雲元年八月日任太宰少貳　紀に載せず

四月六日任民部少輔　日月并官不審可尋

九月日任左中弁兼中務大輔　紀宝亀元年ちり条ぞ

寶亀元年十月日叙正五位下

二年十一月日叙従四位下　紀に丁未

三年二月日兼式部摂大輔　紀に式部負外大輔

五年三月日任相摸守　紀に武蔵上総守

九月日兼左京大夫上総守

六年十一月日任衛門督

七年三月日任伊勢守

八年正月日叙従四位上

九年正月十七日叙正四位下

十一年二月一日任参議同九日兼右大弁

天應元年四月十五日叙正四位上同十四日兼春宮大夫五月四日任左大弁大夫如故八月一日復任参議大弁大夫如故十一月十三日叙従三位

紀ニ八月丁亥朔甲午正位上大伴宿禰孫家持左大弁兼春宮大夫先是連母憂解任至是復焉ト云甲午八日カ

延暦元年閏正月辛丑坐事除官位五月十一日兼春宮

大夫六月戊辰日焦陸奥按察使 紀ニ氷上真人川継源氏ニ賞セラレテ官位ト係ル又紀ニ按察使鎮守将軍ト云

二年七月十三日任中納言春宮大夫如故

三年二月兼持節征東将軍

四年八月庚寅日薨 紀ニ死ト云フ紀ニ掩ル死後大伴継人竹良等種継ヲ殺セシヲ蒙リ獄案獲ラルヨ事家招ク連累ヲ遠流ニ処セラレ六年ニ赦ニ遇フテ帰京ヲ許サレ八年ニ復官ヲ許サレ位ニ復シ大伴宿禰家持従三位ト云フ

織ヲ今藏ニ誤

右大臣正二位藤原朝臣不比等内大臣大織冠第二男子

大宝元年三月十九日任中納言

同日傅中納言叙正三位任大納言

慶雲元年正月七日叙従二位

五年五月日重病詔賜度者二十人 度者ハ四年ノ誤ルカ九年トスベキカ 三十人ト物ノ本ニ見ユ 四年ノ誤 行幸ノ後カ

和銅元年正月七日叙正二位任右大臣 大臣トモ月日ノ後カ 修紀ニ十年三月丙午ノ右

養老四年八月三日薨年六十二 懐風藻ニ六十二ト有リ

詔贈大政大臣正一位 謚曰淡海公以近江国十二郡封之 養老四年十月壬寅ニ薨ズ

巻第二十奥書

先度書本云

斯本者肥後大進忠兼之書也、仍表紙書云、以讃州本書寫畢、以江家本校畢、又以梁園御本校畢、又以孝言朝臣本校畢者、可謂證本者歟、又校本云、以弄

左金吾本書寫畢、保安二年七月以數本比校畢、又以中務大輔本校畢件本表紙表云、以字治殿御本、通俊本校畢者、（ハ下或中更同多ハ書ヲ去カ）抑先本校合之根源、并今本。假名色〻事第一卷奥先記之畢、愚老年来之間、以數本比校之處、異說且千也、其中於大段不同有三種、差別、一者卷。目錄不同、二者歌詞高下不同、三者假名離合不同也、初卷〻目錄不同者、如松殿御本、左京兆本、（已上兩本共帥中納言伊房卿手跡也）忠兼等本者、廿卷皆卷〻端目六在之、但目六之詞各有少異、就中第廿卷目六、有三重、相違、或本者諸國防人等名字皆以載之、或本者始自遠江國防人部領使、至于上野國防人部領使已上、九箇

（○字治殿法成寺道長公ノ子摂政関白太政臣准三后頼通公也）

國者雖舉所進歌、負數、不舉防人一〻名字、於武藏一國書載防人等十二人之名字、或本者如以前九箇國、武藏防人所進歌、舉其負數許也、此說可宜歟、尤可同自餘九箇國也。（於武藏一國別可舉防人之名字）凡他卷目六舉歌員數事大旨如此也、今愚本附順之畢、如二條院御本之流、并基長中納言本之流、尚書禪門真觀本（元家隆卿本也）者、至于第十五卷目六在之、第十六卷以下五卷無目六、自本如此本一流有之歟、或又有都無目六本也、又卷〻初舉長歌員數書之、短歌何首等、（本ノ下名之字無之）假令第五卷初書之、短歌十首及歌百三首等也、是則以長歌為短歌僻料簡之所為歟、次及歌者相副長歌之時、短歌也、故長歌次有短歌之時、或書之及歌、或書之短

哥者也、而何一卷内短歌摠以謂之、及歌乎、其誤非一歟、如忠兼本者、都不書之、尤佳也、如松殿御本者、短歌何首等雖書之、其註美本無之云云、尤可然、次歌詞高下不同者、如光明峯寺入道前構政家御本、鑑倉右大臣家本、忠兼本者、歌高、詞下、先度愚本移之畢、法性寺殿御自筆御本又同之也、雖然古本并可然本〻多以端作詞者、指舉書之、歌者引下書之所謂松殿御本、二条院御本之流、并忠定卿本、尚書禅門本、左京兆本皆同、道風行盛等手跡本、同以詞舉、歌下、仍去今両年二箇度書寫本移之畢、凡序題并端作詞、指舉書之、詩歌引下書之事者、古書之習歟、就中御字年号等舉書之者、時代分明、尤佳也、

○法性寺殿関白内大臣師通公ノ孫摂政関白太政大臣准三后忠実公子摂政関白太政大臣忠通公之

○成ハ成ノ誤ヲ

三假名離合不同者、倩案事情、天暦御宇源頌等奉勅初奉和之刻、定於漢字之傍付進假名歟、仍慕往昔之本、故、先度愚本於漢字之右付假名畢、是則其德非一也、其德者一者料紙三分之一、書寫惟安、二者和漢相並見合無煩和漢別時者、短歌猶以校勘有煩、何況於長歌乎、三者若和漢訛謬無隱、四者和漢一所疾了字聲、五者未付假名歌有和之所本雖似有其理、徒然闕行、無用也、一向漢字書之時者、有德無難者歟、於是去弘長二年初春之比、以大宰大貳重家卿自筆本、令校合之處、於漢字之右被付假名、彼本第一卷奥書云、承安元年六月十五日以平三品經盛本、手自書寫畢、件本以二條院御本書寫

○源頌ハ左京大夫致ノ孫左馬頭畢ノ子従五位上能登守

本也、他本假名別書之、而起自　叡慮、被付假名於
真名、珎重〻〻等云云（本ナシ）愚本假名皆以符合、水月融
即（朗カ）感應道交觀、悅餘身似覺悟曉者歟、其後聞古老
傳說云、天暦御宇源順奉　勅宣令付假名於漢字
之傍畢、然又法成寺入道殿下為令獻上東門院、仰
藤原家經朝臣被書寫萬葉集之時、假名歌別令書
之畢、爾来普天移之、云〻、然而道風手跡本、假名歌
別書之、古老之說有相違歟、後賢勘之、以前三箇不
同等、令採用其善、所書寫此本也、只事一身之恥歟、
未顧多情之疑謗、自感數奇屢垂哀涙而已、去年書
寫本者、依中務卿親王仰、令獻上之畢、仍更所令書
寫也、

○法成寺殿八右大臣師輔公ノ孫攝政関白太政大臣兼家公ノ子道長公ノ
○家經朝臣八太宰大貳有国孫參議廣業ノ子
○中務卿親王八後嵯峨院第一皇子宗尊親王ノ

文永三年歳次丙寅八月廿三日　權律師仙覺記之

或本右以宇治殿御本通俊本校畢者ノ未ノ異同コ、三記ス
於是巳二位前大納言征夷大將軍家始自寛元〻年初秋之比仰付源李部親行朝臣治定万葉集一
本為令書本以三箇本比校親行本了同四年正月仙覺又請取親行朝臣本并三箇本重校合了爰則
一人校勘依見漏事也三箇本者松殿入道殿下御本藻穂包紙紫表帝黒木軸彼御本不應之外補後
三善康持被給〻〻鐵倉右大臣家本厚樣表帝赤木軸貝尾白丸月輪入道殿下御本（青雜表紙一帖禮草子一帖）
二卷又以擇然上人本校了而依自本直損字書入落字了寛元四年十二月廿二日於相州鎌倉比企
谷新釋迦堂僧坊治定本書寫了同五年二月十日校點了又重校了抑万葉集和字出来之後者漢字
歌一首書了又更書假名歌事常習也是者不知漢字男女等為令見安欲然而令墓清往昔之本歌一
向以漢字書〻寫了而後漢字傍點付其和耳也又有多德故也其德者一者料帝減三分之一書寫惟
安二者和漢相並見合無煩和漢別時者短歌猶以勘合有煩何況於長歌乎三者和若漢註謬無隱四
者跡漢一所疾畢字聲五者来付假名歌有置和之所本雖以有其理徒然闕行無用之一向漢字書之
時者有德無難者也依如此等道理於漢字右付假名了他本和有難歌之時以墨又字左點〻其和
之間云言辞之道理不符合之所者字左以朱愚点了又於古点者不及付假名於順朝臣之後人和字者
食点為村次長歌以朱着星於旋頭歌上以墨着星為其符矣是偏將来誓古之人為令勘易之也

權律師仙覺生年四十五

書寫本云

應長元年十月廿五日以相傳説不殘秘訓授申

源幸公訖　　桑門寂印在判

陰蘿芝代玉松之枝緒吹風赤土與路津葉分野佐

〻良之光波

ぴらとてらぐぶまつのえとゝくらせよりつくるけのつきのいろはとよまーりんとるるゝーはゝ良ハ假名ろろとつきしよるゝんよりるーー又月とさゝらえとゝとことハよりれとさゝらよのゝいつるのゝらーゝゝゝらハふきさとゝくさゝらゝのゝゝて月のゝとるるゝハあゝふきるるゝるゝあゝてゝひるゝものゝり

同卷奥書

萬葉集余過目以後書寫之、而有可奉呈松壇志已久矣爰逢元弘建武間、陵谷轉變亂、而不能容於身

此萬葉集略解全部三十卷

寛政三年二月十日より筆を起して

同八年八月十七日ふ稿果れりさく

あまつゝ編考まつて四十二年

冥土なる人の〻畫夜奴

橘[illegible]

安政三丙辰九月補刻

書肆

尾張名古屋本町通七丁目

永樂屋東四郎

板元

古事記傳

附三大考

目録類字　四十八冊　薄用摺　十五冊

本文古事記ハ三巻ニシテ上巻ハ天地ノ初發リヨリ鵜草葺不合命ノ御代ニ至マデヲ記シ神代ノ事ヲ所謂神代ノ巻ト下巻ハ仁德天皇ヨリ推古天皇ニ至リテヲ中巻トシ以上神代及三十四代ノ御記ナリ又四十三代元明天皇ノ和銅五年太朝臣安万侶ノ奉ヒテ天武天皇御口授リ稗田阿礼ノ者常ニ誦熟タル勅語ノ舊辭ノ誤リヲ撰録シ給ヒシ書ナリ其ノ文ハ雅ニ奮ヒ辭ノ理ハ幽ニ隱レタリ人ノカギリ先イヤ尊キ國史ナリ皇國ニ生出タラム人ノカギリ先イヤサキニ拜見シテ純實ノ古傳ヲ窺知テ皇國ノ世界万國ヨリ勝テ吾國ハ君ニシテ餘國ハ奴タル處由ヲ心得神ヲ貴ミ上ヲ敬ヒ其ノ身ノ皇國ニ生タル幸ヲ喜ベキ事ナリキ此ノ記ハ辭ニ古ク趣今ト大異レリ既ニ讀ニヨリ難ク時ニ由テ明カラザル處ヲ古事記ノ釋同釋注ノ書名元々集ニ引キ出シ名ヲ此ノ記ニ及ガサレムトスルニ及ビテ今ハ世々ノ先達儒佛ノ見解ニ取アツラヘタルノミナラズ日本書紀ハ末書多ケレバ今ハ

れぞ却て事の妨にのみなり来にけると本居先生深く
患ひ高く志を立古人の未曽有の學びを凝し三十餘年に
工夫成就したる一世の大著述にして古事記注解とい
ふべきを傳としも名づけられたるハ普く古記にあは古事
古傳と考てたし辨じ載て普通の注解とハ體裁同じか
らぞ彼の漢書なる易詩書春秋等れ傳に比へらきぞる
にや上代の大簡なる本文と細に後世に傳るやりふ意せ
○六國史の前に日本書紀あり聖德太子の撰たまへる
舊事紀あり其二書とならびして此古事記に傳かゝれ
たは事此書一巻に論辨あり先巻首古記典等の總論に
いそきけるやうハ日本紀に允恭天皇四年八月始て諸
國に國史を置て言事を記さしむとあれバ朝廷にそこ
れよりさきに既く史ありて記されけむこと知れたり
されバ日本紀修撰の頃ハ古記あまたありとおぼしく
一書といふもの數多しさて推古天皇二十八年聖德太
子蘇我馬子大臣とともに天皇記及國記臣連伴造國造
百八十部并公民等本記を錄したまふ是今世に舊事紀
といふものなるべし又天武天皇十年に川島皇子等十

二人におほせて帝紀及上古諸事を記定しめたまふと
日本紀にありといへど二つとも世に傳えられずに
元明天皇和銅四年九月十八日太朝臣安万侶に詔おほ
せて此古事記を撰錄しめたまひ同五年正月廿八日功
終て貢進と本書の序文に見ゆ日本紀ハ同天皇の養老
四年に成よし續日本紀に記されたれど此記より八
年おくれさてさて此古事記ハ字の數もかざらばぞ
ら古語とむねとし古の實れおそさまと然くじと動た
るにそのおろより漢學さかりに行くれて何事もかな
たのさぬのうらやまおのみ日本紀ハ漢の國史に似
さるをバそれと悦び此記のすさめるを見てハ疎しき
國史のさまならぞとてとらぞあり世の人彼のみた
ふしみ用ひ此記ハ名をだにしらぬも多し。以上正詮又舊
事紀の僞書たるよしをも辨ぜられたりその大略に今
世にある舊事本紀十巻聖德太子の撰なりし真の紀に
ハ非ず後の人の偽輯するものにして古事記と日本紀と
取合せ又往々古語拾遺をしも取まぜ但し三の巻の饒
速日命の天より降坐時の事と五の巻尾張連物部連

の世次と十の巻國造の本紀い他ふ古書ありて取るべき物なるべし。以上取捨

しらり○或人古事記成て後八年を経同天皇舎人皇子ふ日本紀を撰じしめ給ひしハ此記あやまりの故との疑問ふ答られる論弁古本書ふ委し○古事記よ異本ある支世上流布の本二部ありて一を伝ふ寛永板ふれとも文字誤脱訓もすべていと神主の鰲頭本誤脱を訂し訓も直されたれど已がさらしらとも加へ字も私に改しりと見えて中々の支ゆりこの外ふ先生ふ異本どもを比校して得られたるが一部又延佳神主異本を校して書入らきさるふと其まま写し

たる本又京村井教義の蔵書これを寛永板ふ大うさ同じ又ゑが尾張名古屋大須真福寺の本誤脱ハ殊ふ甚しきれど奇き異本ふこと用捨し訂定し本文に立ち

らも大字ふて書し訓ハ更ふ古書と證として蔵密ふ穿鑿

しこやく傍假字と施さきたれむよむ人此訓を誦習

文字をよく見覚えさて傳ハよむべき○此傳著述の

年紀ハ伴信友主の鈴屋翁畧年譜に明和元年三十五歳

て古事記傳の稿を始うる歳に時上の巻の傳既ふ成うづうらを彫えさとかきうひ

寛政の始ふ刻成というふ成ちに年寛政四年六十三歳中巻

に傳成又さ年と同十年六十九歳ふして下巻ハ傳成辛

後文政五年に至て全部刻成

此書を古訓を解し古意とときとたるハむとうふて

そべていさうのことをもくもしくつまびらかにあげ

つらひて古學の趣まこと後れ世の辞れきもでてきま

へおう礼たる書ふをバ書紀とはし先とろ〳〵の古書ハ

さらふもいをず又後ハ哥書物語書を見るにもワきま

ふ度き支ふ仮ふけ、きバかへ〳〵よみ心得むくべき書ふ

るよし附巻目録凡例の末ふ子息春庭主記し置れしより

一巻 古記典等捻論一 書紀の論ひ 舊事紀と書の論

記題号の事 諸本又注釈ハ事 文體の事

假字の事 訓法の事 四十四

直毘霊 七十二丁オモテより九十八丁ニいたりて 一巻終

此書ハ道といふとも論うりと注してもが神道の本意と本

文ふ述自注せられたる古人未發の明弁にて當時より後を

まで諸家ふおいて議論少〻ざまどそハ皆取ふまたらしぬ此
更にて此書ハしゝ学者必聞記して常ふ口熟後世と教導
向〻専要の文章なり

二巻　安万侶奏上の序文と載てくはしく解る次ふ系図 二十五丁ゑ 古事記の間論注を加ふ
三巻　天地初發の段 一丁オ　神代七世の段 三十三丁
四巻　なのごろ島の段 一丁　みとのまぐゝひの段 十四丁
五巻　大八島成出の段 一丁　諸神等生坐の段 三十丁
伊邪那岐命御石隠の段 五十丁　迦具土神被殺の段 六十九丁
六巻　夜見の段 一丁　御身滌の段 三十七丁
七巻　三柱貴御子御事依の段 一丁　須佐之男命御嗅いさちの段 十五丁
御宇氣比の段 二十九丁　男御子女御子御詔別の段 五十八丁
八巻　須佐之男命御昇備の段 一丁　天の石屋戸の段 十七丁
九巻　須佐之男命御被避の段 二丁　八俣とろちの段 十三丁
須賀宮の段 三十八丁　大國主神御祖の段 四十九丁
十巻　稲羽素兎の段 一丁　手間山の段 十四丁　根堅洲國の段 廿丁
十一巻　八千矛神御妻問の段 一丁　うきゆひの段 二十八丁
大國主神御未神等の段 五十六丁

十二巻　少名毘古那神の段 一丁　幸魂奇魂の段 十六丁
十三巻　大年神羽山戸神御子等の段 二十八丁　天若日子の段 十五丁
國平御議の段 一丁
十四巻　大國主神國避の段
十五巻　御孫命御天降の段 一丁　日向宮御鎮座の段 六十五丁
十六巻　猿女君の段 丁　猿田毘古神阿射加の段 八丁
木花佐久夜毘賣御子産の段 三十七丁
十七巻　大山津見神詔の段　御幸易の段 一丁
綿津見宮の段 九丁
火照命奉仕の段 五十三丁　鵜羽産屋の段 六十一丁
鵜草葺不合命御子等の段 八十九丁
十八巻　十九巻　廿巻　白檮原宮の段 神武
廿一巻　高岡宮の段 綏靖 一丁　浮宍宮の段 安寧 七丁
境岡宮の段 懿德 七丁　掖上宮の段 孝昭 十七丁
秋津島宮の段 孝安 三十四丁　黑田宮の段 孝昇 三十八丁
廿二巻　境原宮の段 孝元 一丁　伊邪河宮の段 開化 四十一丁
廿三巻　水垣宮の段 崇神
廿四巻　廿五巻　玉垣宮の段 垂仁
廿六巻　廿七巻　廿八巻　日代宮の段 景行

廿九巻 日代宮の段 一丁 志賀宮の段 成勢 四十七丁
三十巻 三十一巻 訶志比宮の段 仲哀
三十二巻 三十三巻 三十四巻 明宮の段 應神
三十五巻 三十六巻 三十七巻 高津宮の段 仁德
三十八巻 若櫻宮の段 履中 一丁 多治比宮の段 反正 三十七丁
三十九巻 遠飛鳥宮の段 允恭
四十巻 穴穂宮の段 安康
四十一巻 四十二巻 朝倉宮の段 雄略
四十三巻 甕栗宮の段 清寧 一丁 近飛鳥宮の段 顯宗 四十八丁
廣高宮の段 仁賢 七十丁 列木宮の段 武烈 七十六丁
四十四巻 玉穂宮の段 繼體 一丁 金著宮の段 安閑 二十三丁
檜垣宮の段 宣化 廿六丁 師木島宮の段 欽明 三十四丁
他田宮の段 敏達 四十八丁 池邊宮の段 用明 六十丁
倉椅宮の段 崇峻 六十丁 小治田宮の段 推古 七十丁

板元 尾州名古屋本町通七丁目 永樂屋東四郎

三大考

鈴屋翁門人服部中庸著○天地國土のつくりかたは其生出たる初發より今の如成堅まるまでの趣を神代固有の傳ふをさぐひ深く考得て仮ふ新十の図と設け委細に説明め古来の大疑を氷解したる前人未發の卓論なり後ふ平田篤胤翁の著さもたる靈御柱と云書ト專此三大考ふ原きて述られつらむと覺ゆ抑三大とハ天地水火風を四大と称そるふ准へたる号るるべけもや佛説とハ天地の異ふして漢儒の旧説とハ表裏せ但後世に聞けるる西洋の測算ふよは如くれど是便自然にさるべき神代の傳のまなはところ○神代ふハ天地泉相互ふ来往したるものれるを後ふも此三大魂ふらでを通達なるがき由みども此考と熟覧も露不審きを変し○本居先生の跋ふさやを深く物よくかむがへるる西の國々の人どもふしへよりいまさえうむがへ出ざるし変をしめづらうすも考へ出たるかもく

をしくも考へ出たるうへかくて夫を高天原も夜之食國をいぶかしきくまなくハあからびぬき云々と稱せらるもて古事記傳十七の巻の次に附らる

神代正語　三冊

書名かみよのまさことゝ訓べし○上代の事ハ上代の語もて語傳けれどそれ記せる書ハ皆漢文なれバ文字に拘らひて古言を失ひ古意を知に害多し古事記ハ古言と傳ふるを旨とせられたれバ文字の傍に片假字のつけて皆古語に訓遂されつれど讀者も猶文字に目のつきて訓のおろそかになりぬべきをうれひ神代の巻だに殘らず假字に書なし初心の輩によみ習せんとおもひながら暇頃経しを門人横井千秋ぬしかなみじ心におもひ發して此著述を請しけれバ翁甚悦び寛政元年四月五日のほどにかきをはられたるよし序文に巻首にも見えたり其躰裁ハ神代の巻と古事記と書紀とを合せて事のおもむきいさゝかも異ならぬは古事記によりていさゝかのたがひとも二典別ちハあげて同事の異なるを別にあげて又そかくもあるとしるし古事記にもれたる事を書紀と取て古語にかへしてあげとの二典にハもれたる事の異古書にみえたるをも一つ二つかゝげられたり神名地名すべて物名も文字にてあるし一々訓注を附清濁のさだめ尤嚴重なり○初學の輩も先此正語とよみ口熟て古事記傳をもよむ時ハ學業の本末ゐしく軽卒のあやまちなからんかし○遠江人粟田土満序横井千秋主跋あり

出雲國造神壽後釋　二冊

往昔年々二月三月（又正月七日四月などにもあり）の頃出雲國造朝廷に参て物献りて神寿といふことを奏ことゝ有其儀式のそのめの事にかゝらひその神寿の詞も延喜式八巻祝詞の部に載られて詞と調といと古く他書になき神代の傳も残りいみじくめでたき古文章なれバ加茂真淵

翁の祝詞考ハ深くめでまふとみこれを鑒やしてぞ祝詞をえじめ万の丈をもかきつべけもとをるされてよ
て世の人うりうやうの名文ハるとを知そめ本居
翁もいよ〳〵尊じれて此書の末ハ古風の哥をもちる
されさて○後釋とし祝詞考の後の注釋といふ変ふて
祝詞考の文と悉あげ頭書をもちさずうつし出し次
ハ考の誤りを理て自己發明の新説を微細ハ記さる○
寛政五年九月出雲國造俊秀主序ハり同八年刻成

御遷幸長歌

折本一冊

天明八年正月晦日内裡炎上寛政二年新内裡造營成り
て十一月廿二日遷幸ましはは翁今年六十一歳都ハ上
て御うつろひの大御よとを見奉てよまれたる哥并
反哥二首なり御行列のミわてさま眼前ハ見るごとく
よみなしたる古風の長篇にして長哥よむ手本大れよ
まさるハ仮らじ大舘高門御遷幸をえ拜まぬ田舎人の
たゆよとて木に彫しむ

参考熱田大神縁起

一冊

尾張國熱田神宮ハ三種の神器の其一草薙宝剣を納奉て
正殿中央小日本武尊を祭て天照大御神其餘三神を合
まつりて延喜式神名帳小名神大社とせらる実に伊勢
小並びて千古不易の貴き神宮なり抑武尊の天下小大
功を立さまし支申ま愚なて智勇兼備の神徳万世小溢
きぞり世を治る人うやまひ仰つりるハでハ叶そぬ大
神ふましまを抑此縁起ハ貞観十六年神宮の別當尾張
連清稲古記古老の語傳を得てとて稿有しを尾張守藤原
村椙漆削ありて落成し一通を公家に奉り一通を社家
小贈て一通を國衙ふ留めらるときふ寛平二年十月十
五日なり當時儒佛の盛なりしにさる碑説もましらば
古傳純粋の縁起小しよろこび貴むべき書なれども
を〳〵轉写して誤脱少らぬを熟田の医師伊藤主計
信民諸本と以て其男子訓字と共に校讐し参考注解懇切
なるをしを猶欠たる所あるうゞ後泰門先生補修し
て上木せる但し此縁起ハ武尊西征の支を記さゞれ

で古事記日本紀抄して巻末に補記されもとより
神階の次第摂社末社等の支ハ附録ふ載さきバ此縁起
一冊さふ見る則ハ熱田大神の霊蹟ふれいてハながつ
らなきをいろ〻ぞ○文化八年夏秦門先生序明和
六年三月作者自序あり

直毘霊　一冊

此篇ハ道といふ支の論ふと注ぜられて先皇大御國ハ
天照大御神の御生ませる大御國ふといふをもじより
万國とハ公としるみふあらぬ數き神の御國をれうし
とをめし神道とり〻名も儒佛の教ゆ渡参て後皇國の
古の大御手振とやアてきて神道と名つけられし支漢
学のひろこてて世の害になりけるゆえ〻〻と論じて
ゲ神道ハ天皇の大命とかしこみうつムしみの御蔭ふ
うくれてふの〻〻　禍神をきつてやぜ〻〻あるべき
かぎりのをざをしてふどひしくれのしく世とてなる
の外なくをひて道とをとむるらハきれるきからぶ

みふを祓ひ清めてをう〻〻しき御國ぢろもて古典
をよく学びてよをうせふ受行べき道るき支ハ自然を
アてん其ををるを行なるて神の道をうけかこなハふ
をあアけりとれふどとぢをとし世人の道をやりちが
へたるを禍津日の神のみをるもバ直毘神の御霊さ
ぢりてこのまがを直さんとの意ふ肯ふてかくハ名づけ
られけるゆをの議論ハ古学の弟一義なれバ聞誦のせ
らゆいまてもよみらをへられつときに齢四十二歳なりも
十月九日ふかきをへられつときに齢四十二歳なりも
と古事記傳一の巻の附録るるを求むる人の便宜をれ
ゆ単行の小冊ゆもをさてたり

萬我能比禮　一冊

古来神道を称者佛道とハ排斥をど漢学を議せしもの
をなしをこの指小本居翁をじめて古典をよく讀明らめ
古人未發の見解を立聖人の非をあげられつもバ誰も
驚きいぶかしを信ぜざりしもきは支ゆ就中此医

広呂憤ふ堪ぎりけるふや直毘霊ふ論じらまたる條々を所々あけ口ふまうせて論じがへし古事記書紀をもこれらを議したる書名の意ハ直毘霊といふゲ却て禍津日の神の狂業をとてそれを攘ふ料のふて根の堅洲國なる将来の禍の比礼とハ弱たせる浪振比礼浪切比礼蛇比礼呉公蜂比礼天の日矛の比礼の類として禍の比礼ハ尚べし

葛花

二冊

太宰匡広呂万我能比礼と著し翁の聖人をいさく悪ましを怒りみだるに直毘霊と悪口せし無稽の説ども抜出次たぐ〻もえ見過しかれて本文をとろ〻辨ぜらもたて物ふ比諭ら弟を遊てこまうふことをしろきが多くいよ〻皇國のもたろもるどいとおもしからぬ支明白ふ知られたり貴きこと漢土の教の冠婚合の支佛道ハさしおき附録に産毘神の支異母兄弟の問答をのせらる○葛花とハ天

の下の学者千有餘年漢籍の教ふまどひたるを毒酒に醉乱たるふ為ゲ醒さんとて摘来たるよしふて名付られる書名なて本草ふ葛花甘平酒毒を消し腸風下血を治しとり東垣も解醒湯ふ用カるといつり○明和八年よて十年をへて安永九年霜月廿二日の夜出来○門人市岡猛彦上木ったる時の跋ぬり

麻須美能鏡

二冊

古学の道年月ふ感に行を今や儒佛ふかつら徒も内外尊卑の差別とをたて本居翁の学徳を仰ぎうべるふ世の中にみてぬると直毘霊葛花など著されてより四五十年ち星霜と経て狂詩い出るものをきくらうらぎりけるを上野人沼田某彼万我能比礼のあへる説破もつるハ其論の拙かりし故ぞとてまさぞく説破もつるハ其論の拙かりし故ぞとてまさぞ西ふ級長戸の風と書三冊をつくて本居翁の説を口ふまうせて罵り旧事紀と崇信じ天の御中主命を推立聖人と神のごく敬尊し又一り家の学を立んとそこ

こゝ信濃國上田の小林文康彼書の誣説の多きをその
まゝおうバ初学れ輩の惑ともなりて此書とあ
らむしその僻言をも漢学の道の教ざゐのあしきをも
心れうちゝ照しみよとて　磨なす真澄の鏡照し見バ
漢の心の闇ハ明るんやいつゝ哥とよみやゞて書名ゝも
とまさるなり○直毘霊葛花其餘の書ゝも故翁未いと
もさゝしし説とも書出古学者ゝ益多き書し○本居先生
孫有郷主序尾張儒官鈴木翁序天保五年二月伊勢山本
吉正上木の跋あり

花能志賀良美　一冊

是ゝ級長戸風を論ふたれ書して下総國勝鹿小松川
あゐまれる菅原定理の著述るまて麻須美能鏡し並見る
ゝ畢竟ハ同じゝのゐゞら其躰裁悉異ゝり彼ゝあゝき
し此に精く更ゝ珍しきいひゐしもあて初学ゝも心得
易きと故とゝされど全文約ゝふして俗談平話もまゞへ
をかしみゝあり序かくゝの心得をもさとし彼書ゝて

ゝをを錯て假字づらひとたがへしをもゝとりを
べて取近き詞ゝてにりたて真澄鏡とよゝん人ゝ必
ゝさ此花のゝがらみをよゐるゐし○書名ハ本居翁を
櫻根大人と諡せるゝゝきてさる悪風の為に花をちら
さじとてゝがらみたるよしの名なるべし○一名を妙
ゝて出しとゝ戯よべてゝ級長戸風の風氣とりけざ
らゝめんとてゝとみづゝらい〻〻○天保九年四月自
序ゝて

詞玉合鏡　折本二枚

岩雲花香柳澤信郷とゝふ著を○活語の定格変格に
先達の教漏されゐるを補ひ活用の例を詞数いと多く
出し心得易ゝるべく図小あらハし細ゝ訓さゝしたり
てゝをは紐鏡詞八衢詞遺友鏡等ゝ照合せをしてハ叶
ゝゐ指南書ゝて語学家有益のゝものなゝ

天祖都城辨々　一冊

ある人忌部濱成の撰とせる偽書神別本紀とゝ物ふ天照大御神の都ハ豊前の國の中津なりと謂ふを破りて天祖都城辨とゝ書一巻とらしてかの大御神の都ハ大倭國なりとしてそれよりしをえさゝ〻へるを本居先生此辨々を著して此大御神の都ハ高天原にあなるよし諸の古書を引て論辨せられ為るゝ尤本書れ漢文も残さび出さるもバ別ふ中ゝ見るふ及ぶびこれハ寛政八年ふ上木してそもより既ふ著されり

地名字音轉用例　一冊

古ハ國名又郡郷名丈字ふうら文正字よれ借字ふまもあれべきまゝ定めを書たりしを和銅六年五月詔ありて畿内七道諸國郡郷名好字を著よ令あり延喜の民部式ふ允諸國部内郡里等の名

並二字を用ゆ好字とともと有て後ふて悉よき文字に書ゝへ二字ふ約よれバ字音を借たるふもさ四のの轉用りゝ漢字の者るどこ字音ととたるさ四のあやしさふ相摸ハサウモ信濃ハシノウやよびつらんとさがゝ太みのゝ後ふ訛るしとやうにさへおゝもあらんのとて凡和名抄ふ出たる國郡郷の名の訓注あるかきりを出し或はウの音とカの音ふ轉用ひ或はンの音をマの音ふ轉し又をアカサタナハマヤラの行の音同行通用せる例其餘雑の例を分てこまゝふ注しえめされゝり此書とよくよみ考へて古人の文字遣の自由なるとも又猥ならざるとも知べし○寛政十二年刻成

手枕　一冊

源氏物語ふ光君六條御息所ふ通初うひしてじ先のさゝとバてざゝ器してかゝれざてしハいもをゆ知ゝ本居翁さゝよしを知らもぎはふをあらねどかの物語のふてをまねび試んとて三十三四歳れころ夕顔の巻

のはじめを補ふやうふうきすさまれたるが紫式部の筆づかひもれとるまじく自在なるものふて文章かく手本ふハ究竟のまれるりかをすまをはうれき夢の手枕ふぬおりうを免る春の夜の月といふる哥あるより手枕と名づけられたるるて

冠位通考

一冊

こと位階の沿革を古今通じし考たる書ふして先達のいまて心をとめざて支をいと明らふ論定せられて其功少からぞ上代ハ其家ゐつきての尊卑ゆりて冠位轉昇ゐうて支ふもじまて推古天皇十一年をじめて十二階の冠位をむられし支孝徳天皇大化三年七色十三階の冠を製せられ同五年二月冠十九階ふ改らきし支天智天皇三年二月廿六階ふり天武天皇十四年正月より爵位の号を改め位記を賜冠の差別ゐくなりし支持統天皇七年朝服の色を定られし支文武天皇大宝元年の令ゐ親王四階自餘三十階と定られて万代不易

の興しなれゐ支をかきたて獵尚位狩位の支勲位の支親王の位階僧綱の支神階位四の支までを例のもやて支ゐなる筆ふてきをしくかきつられたる考ふて有職学に志ある人を必見るべき書ゐり○奥書ふ云文化二年七月廿三日注を堅固の草案ゐ證文定めて相違あらんゐ重ふて比校そべき者也　石原喜左衛門正明述とあり

やをかれ日記

一冊

阿波國人岩雲花香ハ古躰の哥を好ミ語学に出精の学者ゐり天保二年六月伊豆國高田郡多田泰明の家より其の子利貞とその家ゐる只年やとともに富士山ふ登りし時の紀行ゐり十五日ふ出立て廿二日ふかへるまでその日數ととて八日記とゐづけつるよしし哥數三十一首の中廿八日花香三首ハ利貞のゐ○巻首ふ精々翁培山の富士山の画あて次ふ自序さ此永樂屋前の主人片野善長上木せし由の跋あり最風雅ゐる躰裁ゐ

消息案文

一冊

○手紙の文を昔ハ消息といふもハ萍居黒澤翁滿著

屋ア哥などよむ人の手紙の取遣せんふ昔の消息ぶり

ふるらひ雅訫もてかきほぐらんとそる時いまだしき

程ハ哥ハよくよめども文章ハたとも思ひの外えか

ぬものなるをまして消息文ハたとばづらひの尊卑も

いろてそしほたやそからばをれを手ひくぐく教さと

うんやて消息文例消息文様るど既ふ世に流布せれど

猶雅言を俗語ふ引當たるくどりのいとせまくて初学

の輩不自由るもバ此書よを專雅言俗語の相當とき

ためし消息文かくべきやうを指南せる文いと深切心

小児女子ふもヨかり易くかき記したを且小冊の横本

にて懐中するふ便利ゑをもじ先ふ惣論ありて

。文を本草の枝ふつくる文。哥を書入る文。月日を

かく文。文の封じやう。ともの尊卑の消息作例雅俗並い

先日ハまたのひとい ふ類。年始暑寒の消息

すぎ。雅語の釋て五十音引にれけ

。衣のいろあひのかいさち仮い

。調度の名の釋をそに惣論の拾遺ゆり

天保四年三月門人松本安樹序同竹之下直蔭跋あり

繪入 新板伊勢物語

合本 一冊

伊勢物語の素本世ふ類多しといへども魯魚の誤をも

訂さで上木せるもしのみわるを是て長禄二年の奥書

ある寛文二年の版を得て文字の誤脱を類本ふて校合

し新刻しつもど素本中の最上といふべし

草

新板繪入 二冊

徒然草二百四十六段諸本ふ脱落ゆるを此本を或名家

の本もて上本しさはうやまてもおく文字もふとくた

しかとて少人にもよみ易く傍れ假字も悉つけてつき

草素本ふはされよ上こそものあるべかりけ

後撰集新抄

後撰集廿卷ハ天暦五年坂上望城源順紀時文大中臣能宣清原元輔等に詔あるて昭陽舎ふて万葉集と讀解せさせ給ふ次ハ大きと撰しむ一条摂政謙徳公藏人の少将たるとし時ふて和哥所の別當をかうむ云云と袋草紙ふた

るせり○哥員ハ八雲御抄拾花抄ともに千四百廿首今本ふて千四百廿六首但重復六首あり○本居大平翁此新抄の序ふいてく後撰集ハ古のみさうるとりし代上村御天皇時の哥どもにて哥学の道ふとりてハよく明めずてもえいるまじき集ふふむ中略うくて此集と論ふ古今集ハ大うた哥に屬まじらぬ撰中へられて万足ひたるを此集を其ゲ表裏ふて四季恋雑等分たはふもひの外ふるゲ至に入越ると都ていや大らうる思ひの外ふるゲ至に入越ると都ていや大らうる

ハ撰ふて當時家々の集よまも何ふまを見るふ隨ひきくに從ひ采集て其哥の好ふとも いしば只集めふいうつめたるものと見ゆるゲ物学びの方ふとてハこれもいとうきしき幸にちん中略ときゲ註釋してハ為家

の大納言ハ抄と季吟法師の八代集の抄さてを契沖阿闍梨の聊ば書加へたるのみふていづをも緯ふ解さやしふる物ふハあらぬゲ中略まにおのゲ門人中山義石ふて三河ハ國吉田殿ふ仕へて萬ハめ人ハるゲ先つ頃其君ふり畏き俯夜と内々ながらうけうてこもゲ注解とふひものそれゑゑ○此集ふ学者の專要ハる夜上ふいそれたれゲどしにくろひれるき哥ハ風ふて題詠なくすべて由緒ふる哥ふもで詞書をもじめて意得ゲたき夜のそれるを義石ふ先やうに深く考夜ふかさらひ師ふ質問し精しきゲ上ふもくをしく注解し諸抄及先達の説當時ハ人の新説をもあふ限ふ並べ出してかく明細ふ注釋ハ古今比類ふし猶後に發明せれハ追考ふのせ別記ふ出し集中作者の系傳官位等の次第を

も委曲巻末ふ挙ふり

○一ふ三春　○四夏　○五六七秋　○九ふ十四恋

別記一冊　雑以下并追考　嗣則

新古今和歌集新鈔　四巻六本

外題ハ新古今和哥撰抄と有巻尾ハ新古今集註と
あて新古今集ハ土御門の院天皇の元久二年三月廿六
日後鳥羽院天皇の院宣ふ参議右衛門督通具卿大
蔵卿有家卿右近の中将定家朝臣前上総介家隆朝臣右少
将雅経朝臣等の撰進なり此鈔の序ハ定家卿ハ父俊
成卿の喪ゆへもてひしらひ心にまかせぬ品
おそしはそよしかきて此撰心ふ適をぬけられど又
そも〳〵二十一代のわうの巻き玉をくだき金をとろ
ハ其聲傳ふ虫の音やかどへり中にも時のゐらい人
の心ハ色と見せ言葉の露のひしむをびやさしひさま
そ此集にこそ侍れ此ゆゑやゆゑや宗祇法師も草庵の座右
と名付て秘蔵せらきしとふるき人の申されしゐど書
ていよもむりしも此集の哥をよろこび愛ざらもはる
しさて此新鈔ハ後花園院の天皇の御代ふ哥学者の名高
く詠哥もよのつ祢ならぬ下野の守平の常縁の先達
の説をこひ〳〵ゐ簡を加へかきれくよし奥書ふ
あり

太かたふ猶もたる哥多かてけき
かられけゐ義ふよて惠雲院殿近衛太閤三光院殿三条西内府等の
御説とも述て増補あるよし慶長二年の奥書に見ゆ猶
今の本ふて巻首に序文をのせ幽に角の筆猶考ふべらしれを
次ふ此ご部の作者の畧系図巻毎ふ出る哥員をも載さ
り古学いまざ初らけざはなさきの鈔物るれどさすがふ
近世の哥仙たる人の注解にてその哥れ本哥よみ入ら
もさる和漢の故支れどとも悉いけられたをで美濃れ
家裏るどよむときふまづ一わさて讀までそえある四
じき書れり元江戸日本橋万屋傳兵衛の板ゐりけるを
購得て板木の磨滅かけ損じたるを悉直して善本とし

新古今集美濃の家裏　五冊

新古今集とえらそれけるさろそ哥道盛ふ行なも名人
上手雲の如く起て其風體も様々かきども其辞花々し
く其調遒やかし或ハ調子と痛もらんとて手ふ遠波の
寄なるとも詠出或ハ磊落と好みて常格ふ錯もあて

もふ英雄の所為るもで温和ふやをらかなハるく哥意も玄幽ふして悉秀逸なれど打聞て感ふ堪るぶらく又味へハ容易くて解し得るをく旧し古今集寺れ如く遠ざ鏡の俗語もみしかさき集なり東野州の四巻抄加藤盤齋れど初学の為ふハ事せまく又迂遠抄遠旧り此書ハ本集二十巻千九百八十餘首すべての注釋ふハあら祢ど議論ある哥のかきり六百餘首を抄録ふ義釋し例のよにまめやられる見解をもちて一首ごとの用ひ

もし刺もし又詞れかりいひまをしてふをはの用ひさまるど詞ミじかふ評注せられたきバ題までさ四でかとハ思ひもつらざをし所も鶯あきをそを説明せらるし支少からバ近調れ哥人よみ味ときハ人のもよく雑へられ已の自然功者ふならるる益いと多かせられ物学に大垣より

来ら君てむさてこの書ハ巻首ふ大矢の重門が物学に此集れ哥ども

の心ぢへ何くれとそのもとをるひとふこまやかといたづ祢ある中に家

としあげつらひたて趣とれるじくて國ふかへらむ家

づとふ書ものるしてえさせよとおへるまして書てふ

十一

こは寛政三年四月の夏ふて翁六十二歳の時なて加藤磯足大矢重門及秦門漢文の序あり寛政七年刻

美濃の家裏折添　三冊

是も重門にあさへりもたる書ふして今附録やして合

ゆも　家づとふ残もる花もとてそへりかるし山路れ

末とさづ祢て巻首ふ出して上巻ハ新勅撰集。續後

撰集。中巻ハ續古今集。續拾遺。新後撰。玉葉。續千載。下巻ハ

風雅集。新千載集。新拾遺。新後拾遺。新續古今。まさ古きふか

へてて千載集ともらの勅撰よてれもふよしいる哥少

しづ　拔出し本篇のどく褒もし難しもふさて哥の

意とも釋せり契冲法師の難勅撰の説とも又難せり其

中に哥のミわげて評も注ともきあて後ふ書加へんと

て云うあしおうれたるれほべしみざてに有捨ぎきに

もあらねど其まし上本せるく

尾張廼家苞　五冊　九本

此ハ新古今集美濃の家歌集出し自己の新説とも名くれ家集よりて哥員も多し正明ハ俗称喜左衛門尾張國神守村の人なり初鈴屋翁に随ひ後江戸に出て博覧卓見豪爽洒落の学者し故に其論を呼も鈴屋翁の如く温和なる常格と放も雄壮なる新古今時代の風調ふ相協ふ点も有て間然すべからざる至常の語少うらびを題も嘲の正俊が江戸より国へ帰る時の家苞より書て与ふるよし巻首に志るせる語を美濃の家集に一もじを多がもす又當時の哥れ風躰為家為兼両郷の門風の子細等いと委しく論弁せり美濃尾張二つの家集眼のつけどころ懸隔ちつを砂に相背けど彼も此も共に熟覧せまかしき書どもを道理備れば近調家共序にて熟覧せて書どもを道理備れば近調家共序にて鏡面玉経れる盲人象。を政二年四月石原正俊と撰る比譬をひきて一

三代調和歌類題　六冊

三代とハ古今集後撰集拾遺集れ三代ふて大うと同じ風調の哥ゐて詞も調もゆうぬ支るく哥の意雄々しくもやさしくもそべて花も実もそれてとれと空の月ふるとへ代々にくもらぬ詞の鏡ゐもハ定家卿の詠哥大概よも詞ハ三代集といづゐからびしハのたまひおきてたてさもバ此類題ハ此三代の作者の哥またよみ人れもらもぬも三代の作者の口つきもるきハりさず三代集くおとよりふて世々の勅撰古今六帖菅家万葉哥仙家集夫木鈔るどよてぬき出しえらひ集め哥ふ随て題を附もど原書の詞書ハ省うず四季恋雑に類題して初学の手校とるしたるもこもハ三河國吉田の城ゐる岩上氏の家ハ自登波子といふ哥よみ文かきがえらみふて女ふハ兄づらしき支ゐ但しくそどてもそめたふハ夏目甕麿定りか称つる支とひあてせたる中山美石實相院の故道るどのよし文政四年六月うれさる本居大平主の序文ふあて今や都も鄙も哥道盛

小行をして初学の見るべき為として類題のあまた出来まど大うさえらミ躁よて哥数のミ多きも風躰のようらぬまと写誤などまじりてハ害ふこそなれ證例ふもひかもず座右ふかきても益ある支るし抑哥も詞やさしくこそれやに品高くこそよむものみるをもて人ふまさらむし新奇をのミ好むときハ姿も詞も心ざまも異様ふのみなる行てこもハ邪路ふかち入といふものれをとゝもうくを此あうぬ支るき三代調とよみそらんじて詠哥修行あるべきしもと三代調類題とのミあるを和哥のもじ入たるも見易らんとてのるざなり

巻尾ニ文政五年春松齋藤井高尚ぬし跋あり

江戸職人歌合　二冊

東北院職人哥合鶴岡放生會職人哥合ちどの風ふ倣ひ江戸當世の職人をあつめそもらが七月十日浅草の観音堂ふ通夜し月ニ恋れ題もて哥よみさるを左右につけたるが名主自ら哥よミ判者ともるをて勝負をつけたるやうにつくるふしたる戯筆ふて難陳もあり哥も例のぐく俗談をまじへ多るが今の狂哥者流のえせ哥よもあらぞ上手の口つきいちるく画も加へたるふそのさま見るがをしい〳〵興深き哥合なり

一番左名主　右大屋
二番左儒者　右医者
三番左八卦見　右人相見
四番左いちこ　右願人
五番左青物賣　右魚賣
六番左虫賣　右苗賣
七番左馬方　右車引
八番左呉服屋　右ふるぎや
九番左女郎　右藝者
十番左夜鷹　右船鰯頭
十一番左織多　右乞食
十二番左鳶者　右臥畑
十三番左猪牙舟こぎ　右四ッ手駕かき
十四番左覚兵衛獅子　右輕業
十五番左そばや　右湯屋
十六番左紙屋　右茶屋
十七番左酒屋　右鮒屋
十八番左みそ賣　右ざる賣
十九番左筆結　右経師
廿番左屋根葺　右左官
廿一番左畳刺　右石切
廿二番左水くゝり　右上巣子屋
廿三番左付木賣　右箒賣
廿四番左座頭　右山伏
廿五番左念佛宗　右題目宗

○石原正明翁著周文化五年五月十五日伊豫國ふてか

けるを序あてまさと正明の奥書ちを　右江戸職人哥合ハ
文化二年七月十日浅草寺小於てこもりり磯部千貝聞
書をる所なり。て奠遂さるる小依て傳写と聽さる池南搢紳
藤原春季図してもてこと賜ふ玫重と予以為此屋
封をべきれ世も猶四山賊あて日織人をして文化小海
溶せしむ堯舜の民小勝きるもの重て弥重

玉勝間　附目録一巻　十五冊

是ハ本居翁の随筆かして若年より讀書の度抄録あて
てやてすつべきかもいらぬ吏と始事に觸て見聞ける
しこやの沙汰道につれる教のこふもあらび花紅葉
かよれる風流今昔都鄙ふつとへた土俗の習何と定
まりたなてく年頃筆のまかく書をさまもたるが
尋常の人れよしなしおやとたがひ古学者の為ふて
金より換ぶさき重宝となりぬ○尾崎雅嘉云書體全く
随筆かして古書をあまた記録の類多し
○文化九年正月植松有信跋ふ云ふ　此ふこと

むのうさらをつくろはずうきやり給へるハ今も吟づ
から物うたまふやうふて此巻をくてかへし見る
たびかに有信等そのうみ大人の御許ふさぶらひていい
きらせ聞ふしてをを○初若菜よりおもひ草
の巻まで翁の彫下をを以下ハ翁没後他筆かて清書
ち三巻づ彫刻し目録一冊とそへて十五巻五度かし
て成就をるよし孫本居萬ア呂目録の後かたれさる彼
目録を十四巻中の件々下附とくをしくして見る人の
便宜とい
○詞草れをぐ残れる田ふ玉がつまはみてあ〜ろを野の
べのをさびふと〜ぢの巻の前ふ記てやがて書名とせら〜
一の巻　初若菜　六十条　二の巻　櫻の落葉　四十八条　三の巻　たちばな　四十六条
四の巻　さすも草　八十条　五の巻　杜野のそき　四十七条　六の巻　かあめ　六十七条
七の巻　ふぢるみ　六十六条　八の巻　殺の下葉　百十八条　九の巻　花乃雪　六十二条
十の巻　山菅　手九条　十一の巻　さうび　七十一条　十二の巻　山ふき　八十五条
十三の巻　おもひ草　百十条　十四の巻　つ〜椿　九十二条　十五の巻　惣目録

發行書肆

江戸日本橋通一丁目　須原屋茂兵衛
同　日本橋通二丁目　須原屋新兵衛
同　淺草茅町二丁目　須原屋伊八
同　日本橋通二丁目　山城屋佐兵衛
同　芝神明前　岡田屋嘉七
同　両國横山町三丁目　和泉屋金右衛門
同　芝神明前　和泉屋吉兵衛
大坂心齋橋通北久太郎町　河内屋喜兵衛
同　心齋橋通安土町　河内屋和助
同　心齋橋通博勞町　河内屋茂兵衛
同　心齋橋通安堂寺町　秋田屋太右衛門
京都麩屋町通姉小路上ル　俵屋清兵衛
尾州名古屋本町通七丁目　永樂屋東四郎

010190519380